

金解禁政策の構造

宮 本 憲 一

第一節 問題の所在

第二節 金解禁問題の推移

第三節 金解禁政策の検討

第四節 恐慌と金解禁政策の挫折

第一節 問題の所在

現代財政政策の起点は、金本位制を離脱し、管理通貨制度へ移行した時にある。この時以後、財政は金融化し（あるいは財政と金融の一体化ともいう）、あたかも財政は自由に貨幣を投入して、景気を調整できるかのごとき思想を生むにいたった。このような思想は今こそ充分に検討されるべきであると思う。

財政の金融化、あるいはフィスカルポリシィ (Fiscal Policy) は常識的にいわれているように、第二次大戦後はじまったのではない。それは第一次大戦後、金融恐慌、金輸出解禁そして金輸出再禁止という一連の過程の中で形成されたものである。

金輸出解禁問題は、（以下金輸出解禁は金解禁と略すが、とくにことわらぬかぎりにはこれは旧平価解禁のことである）第一次大戦直後にはじまり、一九三〇年（昭和五年）一月一日に一時的解禁となり、翌年十二月一日に再禁止されるまで、ほぼ一〇年にわたっている。同じ時期、世界の資本主義諸国はそれぞれ金本位制への復帰と、さらにそれからの離脱

という激しい転換をおこなった。つまり、資本主義の全般的危機の時代、あるいはケインズ (J. M. Keynes) のいう「自由主義の終焉」が、ここからはじまったのである。わたくしがここにとりあげる企図の第一は、このような世界資本主義の構造的な変化にともなう財政金融政策の原型をこの時点において明らかにすることにある。さいきん通貨の交換性回復の問題をめぐる、ふたたび、管理通貨制度の限界あるいは金本位制の復帰が浮びあがってきている。戦後の景気循環の変態を前にして、管理通貨制度にもとづき、景気調整政策を主体とするケインズ主義財政論の十分な検討も必要となってきた。この小論は、それらの問題へ接近する準備作業のひとつである。

この小論の第二の企図は、全般的危機段階にはいった日本資本主義の矛盾の原型を、金解禁問題をめぐる財政金融政策からあきらかにしようとするものである。次節にのべるごとく、わが国の金解禁は資本主義国の中では一番時期的におくれた。そして時もあるうに、一九二九年（昭和四年）の世界恐慌の真中でふたをあげたのである。その結果、恐慌の影響をまともなうけ、その災害は深刻をきわめ、軍部ファシズムを生みだす経済的背景となった。このことから、当の政策決定の責任者としての井上蔵相のあやまりが追及され、ひいては太平洋戦争の遠因をここにもとめる説すらある。井上財政の失敗は当然ここでも論及されるが、しかしながら、当時の新平価解禁論者のごとく、これを一切井上個人の判断のあやまりに帰することはさげたいと思う。「日本資本主義はその上向的發展にもかかわらず、戦後の相対的安定期を経験することなく、半恐慌状態にあった。そのことが相対的安定期の指標としての金解禁を不可能にさせた」と野呂栄太郎は評価している（野呂栄太郎「日本資本主義現段階の矛盾」岩波文庫版二六五—六頁参照）。

つまり、相対的安定期を経験できなかった日本資本主義の危機こそが金解禁をあやまらせた主因なのである。この小論の主題も井上財政の当否の検討はあくまで、それを通じて日本資本主義の構造的矛盾をあきらかにするためであって、井上個人の責任の有無をあきらかにすることにあってはならない。もしも、太平洋戦争の責任を問題にするならば、金解禁期にドル買に狂奔して、井上財政の死期をはやめた財閥こそが追及されるべきであるという意見の方がよ

り正当であるかもしれない。³⁾ それらの意見の対立をどう評価するかということは後にゆずるとして、ここで注意したいのは、この金解禁が太平洋戦争の遠因とされていることである。つまり戦争によって解決の道をもとめねばならぬ日本資本主義の危機をここによりみとれるというわけである。

金解禁問題を通じて日本資本主義の矛盾をよみとるといふ場合のわたくしのねらいは、このような過去の原因をさぐりただけではない。当時の矛盾の解決はいまなおひきのばされ、あたらしいよそおいをもってあらわれている。この時代からはじまった予金部資金を中心とする農村対策、中小企業対策、産業合理化などの恐慌対策、政府の積極的なカルテル形成政策等々の財政金融政策は、現代の財政投融資や生産性向上の合理化政策となつて、一層発展し成熟している。もとより、戦後の場合は、地主制の崩壊、財閥の解体―天皇制の後退などブルジョア民主主義的諸改革によつて、新たな諸様相を呈しているけれども、この時期の政策を検討することは、決して懐古のいみをもつていない。

さて、金解禁問題に関する当時の時論は無数といつてもよいほどである。この時論の大部分は、時とともに筆者の理論的変心がみられ、今日においては資料としての価値をもつにすぎない。たとえば井上準之助蔵相は第一次大戦直後の金解禁時期尚早論から、一九二九年には金解禁即行論へ、実業同志会の鐘紡資本家武藤山治は金解禁即行論から新平価解禁論そして解禁反対論へと一〇年の間に全く反対の位置にうつっている。これは銀行資本と産業資本の利害関係の対立が時とともに変化をし、その位置をかえたとみられないこともない。また一貫して新平価解禁論を主唱したかのごとき東洋経済新報グループII 石橋湛山、高橋亀吉のごときですら、一九二四年(大正一三年)初頭までは積極的な旧平価解禁論者であつた。このような変心をどう理解するかということは思想上きわめて興味のあることである。それは後述するとして、一九二九年までは金解禁―金本位制への復帰は当然のこととして、その時期あるいは方法(旧平価か新平価か)をめぐつて対立があつたのであつて、金本位制の停止―積極的恐慌対策が主張されるのは、世

界恐慌に直面して以後のことである。

先にのべたごとく金解禁問題をめぐる時論はきわめて数が多い。そこでこの小論では事実の羅列をさけ、できるだけ財政金融政策の論理構造の解明に力点をおきたいとおもう。

(註) (1) わが国の金本位制は日清戦争の結果清国から奪った賠償金を基にして一八九七年(明治三〇年)はじめられた。法定平価は対米為替相場四九ドル三二分の二七で、これを中心に正貨現送点五〇ドル八分の三と四九ドル一六分の五の間で、為替相場は変動していた。

(2) 高橋亀吉は井上の金解禁政策の失敗を次のように数えている。「(1) 円為替高騰に基づく各種の打撃を産業に与えた。(2) 世界恐慌の打撃の上に、旧平価解禁の打撃が附加せられ、それが致命的打撃となる事態を各所に捲き起した。(3) 世界恐慌に対応すべき諸政策を封じて経済界の困難を激成した。(4) その結果はまた、社会不安を激成して、五・一五事件その他の軍部フアッシュの温床を作った……(5) 巨額の正貨を失ったことである。」(同著「大正昭和財界変動史」東洋経済新報社、一九五五年、一四一—一五六頁。なお同書を以後は「財界変動史」と略す)。

(3) 「わが国においても国立銀行時代またはそれにつづいた私立銀行の興隆時代などにおける業者側のモラル・サポートが、國家または公共の名のもとに、よくその真価を発揮したようなことは、もはや金解禁当事にとうてい期待さるべくもなかった。」(明石照男、鈴木憲久「日本金融史」第三卷、東洋経済新報社、一九五八年、八八頁)。

第二節 金解禁問題の推移

一 金解禁政策の時期区分

(1) なぜ「時」を重要視するか 金解禁はいうまでもなく、貨幣制度としての金本位制度の機能の完全回復を目的としている。当時の為政者および理論家の大多数は、金本位制の機能の回復を妥当なものとして前提していた。金本位制の機能回復を必然なものとしてみとめるならば、金解禁の断行の時期と方法が当時の政策論争の中心問題とされたのは当然である。とりわけ、他の資本主義国にくらべて、いちぢるしく解禁のおくれたわが国においては、時の問題がきわめて重要であった。時の経過とともに、日本資本主義の危機も発展し、そのため金解禁は一層困難となっ

て引延ばされる。そればかりか、次第に金本位制復帰そのものが問題ではなく、それに附随する経済政策あるいは経済的諸結果の方が、主要な目的となる状態であつた。

金解禁政策が時期の決定を中心にごきながら、その政策の根底にあるべき金本位制そのものの当否が問題となつた世界恐慌という時期に実現したのは、皮肉なことであつた。だが、わが国の金解禁が第一表のごとくおくれたといふのは、政策の失敗もあるが、この国の危機が他の帝国主義国家よりも深刻であつたと解釈すべきである。後にものべるごとく、金本位制を基盤とする自由資本主義の条件は、とおくは一九世紀八〇年代独占が形成されはじめた時から（いわば金本位制が成熟したその時から）、とくに第一次大戦中後から喪失しはじめていた。一九二九年の大恐慌はその事実を誰の目にもあきらかにしただけである。このように考えるならば、

第1表 主要国の金解禁の時期

国名	金輸出禁止	金解禁	金再輸出
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
アメリカ	1917. 9. 2	1919. 6. 12	1933. 4. 19
ドイツ	1915. 11. 13	1922. 9. 4	※
イギリス	1919. 4. 1	1925. 4. 28	1931. 9. 21
イタリア	1914. 8. 6	1927. 12. 22	1934. 5. 26
フランス	1915. 7. 3	1928. 6. 25	1936. 9. 26
日本	1917. 9. 12	1930. 1. 11	1931. 12. 13

(註) (1) ドイツは1931年5月金融恐慌以後事実上金本位制停止。

の事実を誰の目にもあきらかにしただけである。このように考えるならば、金解禁をおくらさねばならなかつた日本帝国主義の外的内的な条件を検討することは、金本位制を廃棄せねばならぬ世界資本主義の危機の構造へ接近するもつともよい手がかりといえるのである。そこで、ここではまず金解禁の時期がおくれたという、いわゆる「時」の問題をとりあげたいと思う。そして、時期のズレともいってゆく金解禁政策の内容の変化を検討することによつて、金本位制に基礎をおく財政金融政策の構造をあきらかにしたい。

(2) 金輸出禁止の事情 本論にはいる前に、金輸出禁止の事情をかんとんにのべておこう。金輸出禁止は一九一七年（大正六年）九月一二日の大蔵省令第二八号「金貨幣又ハ金輸出制限」によつて²いる。これは金輸出を大蔵大臣の許可制にするとしたのであるが、實際上許可はしないのであるから、金輸出禁止となつたのである。また金地金の販売や鑄造しが禁止されたので

あるから、事実上兌換も停止されたのである。では一体、何故このような措置がとられたかという点、政策上の理由は米国の金輸出禁止とそれにもなう印度の棉花輸入資金問題にあるといわれる（井上準之助「戦後における我國の経済及び金融」『井上準之助論叢』第一卷一九四一八頁参照）。その他、上海、香港など在中国の投機業者による金持出のおそれなどがとかれたが、要するに政治的な理由による禁止であった。この年は、戦前わが国の貿易史上空前の出超と貿易外の受取超過によって、国際収支は一〇億円をこえる黒字となっていた。そして国内への金の流入はなかつたかわりに、在外正貨は一九一九年（大正八年）には実に一三億円をこえる有様であった。そこで、この禁止政策について、次のような手きびしい批評がある。「我国当局は米国の金輸出禁止に狼狽して直ちに之に追隨したことは、全く無智の表白であつて失態といふ外はない」（楠見一正「金輸出解禁問題」大阪商大経済研究所、一九二九年、一九一—二〇頁）。しかし、この論者のごとく、金輸出禁止が大戦中の経済に影響を与えたとは思えない。むしろ問題は大战後国際収支が赤字に転ずる時からである。

(3) 金解禁問題の五つの局面　金解禁問題は五つの局面をもっている。

第一期（一九一八年一月終戦—一九二〇年三月の戦後恐慌）は、戦前の正常な貨幣制度としての金本位制に復帰し、それにもとづく経済の国際的な自動均衡装置に期待して、日本資本主義を安定しようというものであった。これは一九一九年六月九日、いちはやく、アメリカが解禁し、各国がこれにつづいたことに刺戟されている。

第二期（戦後恐慌—一九二三年九月関東大震災）は戦後恐慌によって、国際収支が悪化しはじめた一方、八八艦隊の建設を中心とする軍拡案によって、財政は膨脹し、物価は高騰した。そこで物価引下げと財政整理のために、金解禁をして正貨の流出による通貨の収縮をはかろうと考えたのである。いわば金本位制そのものよりも、金本位制のもつ自動調節機能へ政策の期待がかけられたのである。

第三期（関東大震災—一九二四年三月為替相場暴落）は震災による輸入の激増によって、国際収支が悪化し、為替相場が暴落した。そこで金解禁をおこない、為替相場の旧平価まで引上げ、為替相場暴落にもなった輸入品の価格高騰と輸出品のダンピングによる損害を防ぎ、すすんで通貨の収縮、財界整理をしようというのである。この場合、金解禁政策の目標は、貿易とくに輸入の不利の改善であるといえる。

第四期（為替相場暴落—一九二七年三月金融恐慌）は、為替相場の動揺がひんばんとなり、このために輸入業者のみならず輸出業者たる蚕糸業者までが損失をこうむることとなった。このため、為替安定を目的とする金解禁をおこなおうとしたのである。

第五期（金融恐慌—一九二九年七月民政党内閣成立）は、前期にひきつづいた為替率の動揺が解禁気がまえの投機相場とあいまって異常となったこと、それとともに金融恐慌の結果偏在した財閥銀行の遊資の処理が、金解禁政策の直接動機となっている。

以上のように第一期の金解禁政策が、資本主義の国際的均衡回復策であったのにたいし、第二期以後がデフレ政策による財界整理や直接的財界救済策などの国内経済政策として考えられているところに特徴がある。しかも、第二期の物価引下げ策と第三及第四期の為替率の安定ということは、相互に矛盾する要求であったはずである。にもかかわらず、当時のあらゆる矛盾の最終的解決策として金解禁による金本位制の自動調節機能に信頼がかけられていたのである。この五期の経験は事実をもって解禁政策の困難をあらわしている。そこで次に、各局面の論理構造とそれにない手、それになりたいする当時の批判を紹介しよう。

二 金解禁政策の展開

(1) 「国際資本戦」の懸念による金本位制復帰策の挫折—第一期— アメリカの金解禁になぜ日本は追随しなかつたのであろうか。当時貿易は出超であり、金はどんどん流入していた。このことは金解禁の国内経済へのえいきよ

うが極小であることをいみしたが、これは逆に金解禁が即時に何らかの経済的効果を生みださないこともいみしていた。それが金解禁をおこなぬ消極的理由であつたといわれる。とくに民間においては全く問題とならず、政府部内で論議されたにとどまつた。金解禁論争がおこらなかつたにせよ、金本位制への復帰は、戦後経済の出発点として当然のことであつたから、それがなぜおこなわれなかつたかという積極的理由は追及して見る必要がある。当時の高橋是清大蔵大臣が解禁をこぼんだ理由は、二つあつた。一つは歐洲大戦が終了した今日に於て、次の戦争は「太平洋戦争」であるので、その際に日本が多額の金を保有することは絶対に必要であるという見解。もう一つはこの次の経済戦は東洋ことに中国においてである。ことに中国も金本位制の採用がいずれは必要になってくる。中国の政情が安定して、鉄道や産業を興すようになると先立つものは金である。こういう時になって、日本が多額の金をただちに中国へ貸せるようになっていけないといけない。そうでないと米英兩國におくれをとってしまう。そのいみで余分の正貨の蓄積が必要だという見解。このような見解は当時の井上準之助日銀総裁も同様であつた（井上準之助前掲書「論叢」第一卷一九八—一九頁）。この理由はあまりに政治的で少々乱暴であるといわれる。平価切下論者山崎清純はこれを評し「高橋氏の見解は当時の雰囲気から察して半面の真理を有して居たことは事実であるが、然しそれ故に金輸出禁止を継続すると言ふことは理由余りに薄弱なる素人考へであつた。」といっている。何故なら「この次の戦争が仮に太平洋上で起り得るにしても、今日の戦争に於ては是早金塊などは大なる問題でなく、寧ろ一國の産業能力の旺盛こそ重大なる原動力を為すものである。……仮に百歩を譲つて戦争には或程度金の保有が重要であるとしても太平洋上の戦争を歐洲戦争後直ちに起るものと観たのは余りに乱暴である。」（山崎清純「金輸出解禁問題」立命館大学出版部、一九二九年、四五頁）。また石橋湛山は高橋是清の見解を「実に驚くべき妄想」（石橋湛山「日本金融史」東洋経済新報社、一九二九年、二三〇頁）として、もし対支投資に余分の正貨が必要とあれば、これを別に保留しておけばよいといっている。つまり、石橋は後のアメリカの金の不胎化＝非貨幣化政策と同じものを提唱しているのである。同じく高橋龜吉は、もし

対支投資の必要があるならば、アメリカが金解禁しているのであるから、巨額の在外正貨を優に利用し得るので解禁をやめた理由にはならぬ。そこで、この時解禁の絶対の機会を逸したことが「大正八―九年の不健全極まる未曾有の大投機白熱時代の現出となり、わが物価資金を過度な水準にまで押し上げ、かつその反動期において徹底的整理の代りに過大な救済政策と放漫財政を可能にする金融基盤を温存する結果となった。この時以來わが金解禁は財界に相当の打撃を与える問題となり（為替の高騰と金融の緊縮化）しかも財界の整理不徹底と疾患部の広汎な重態のため、その打撃に果して耐え得るや否やが常に問題化し、金解禁の実施が困難となるに致つたのである」（高橋亀吉前掲書八六一頁）とのべている。

右のように理解するとすれば、終戦直後、金解禁をおこつたことが、その後の経済危機の出発点となるようであつて、高橋是清・井上準之助の見解は決定的な誤謬となりそうである。しかし、両者の見解は日本資本主義のにない手として決して調子はずれのものでなかつた。山崎清純のいうように、たしかにさしせまつた太平洋戦争のおそれはなかつたかもしれないが、太平洋とくに中国市場をめぐる日英米の斗争は、第一次大戦中に日本がアジア市場を最大の輸出市場とすることによつてはげしいものとなつた。日英同盟の破棄、アメリカの中国市場門戸開放策は、中国市場を独占しようとする日本帝国主義の前途にくらいかけをなげた。それに拍車をかけたのは後の内外棉をめぐる中国資本と日本資本の対立であり、さらにそれを転機とする中国人民の反日帝国主義斗争の開始である。世界市場の統一という幻想はすでに帝国主義諸国家の不均等発展による対立によつてやぶれかけていたけれども、さらにくわえてソヴィエト同盟の出現、植民地従属国の反帝運動によつて、いよいよ非現実的なものとなつていた。

資本主義的世界市場の統一、イギリスを頂点とする資本主義国の均等な発展、イギリス帝国主義中心の植民地制度が、金本位制安定の条件であるとすれば、右のような太平洋―中国市場における日本帝国主義の苦惱は金本位制の危機を象徴していたといえるのではないであらうか。高橋・井上の危惧は帝国主義者としての本能的な恐怖心であつて、

理論的なものではない。しかし、それらが日本帝国主義の外的矛盾—金本位制復帰をはばむ要因を反映しているかぎりにおいて、勘のよいものではなかつたろうか。これを一概に重金主義的幻想とか妄想としてかたづけすることはできない。むしろ、わが国の新平価解禁論者が、この時期の金解禁には賛成し後には反対するという論理の不統一をもっている方こそが問題である。

(2) 物価引下策と不況克服策の矛盾—第二期— わが国の物価指数は第一次大戦中後、急上昇した。しかも第二表のごとく奇妙なことは、戦後恐慌がはじまつた後においても、それほど下落をみていないことである。このことはロンドン、とくにニューヨークの物価指数が激落していることと対比すると明瞭である。

その原因は金本位制の物価調節機能の喪失によつて、国際収支の悪化にもかかわらず、物価下落をみちびくことなく、しかも次のようなインフレ政策を可能にしたことである。そのインフレ政策とはまず

第2表 物価指数の変動

年次	東京	ロンドン	ニューヨーク
1915	101.6	129.2	113.8
1916	122.9	168.3	136.6
1917	154.7	214.4	180.5
1918	202.6	236.0	216.7
1919	247.8	246.8	215.7
1920	272.8	297.4	217.3
1921	210.8	190.1	131.3
1922	206.0	167.3	140.0
1923	209.5	170.2	154.8
1924	217.3	182.6	148.6
1925	212.2	174.8	161.1
1926	188.2	160.4	150.4

(註) (1)土方成美「金解禁」(1929年、日評) P.31より。
(2)1914年(大正8年)7月の物価を100とした。

巨額の剰余金くりこみ、鉄道通信事業と軍備拡張のため公債発行による財政資金の大巾な撒布超過であ

る。すなわち剰余金については一九一九年度以降、最低四億六千万円から最高六億九千万円にのぼる巨額の剰余金をくりこんでいる。国債の発行はとくに政友会政府の時代に活潑であり、一九一七年から二七年(昭和二年)の間に、一八七〇年(明治三年)から一九一六年(大正五年)までの発行額と同額の発行をしている。その内容は鉄道通信などの政府事業への投資と軍拡費、シベリヤ出兵費、ロシア帝国への軍事援助などである。このような、いわゆる積極政策が憲政会の浜口雄幸議員の指摘するように、物価高騰の原因となつたことは否定できない(「大日本帝国議会誌」第三卷

五二三頁参照)。インフレ政策の第二は、一九二〇年(大正九年)の恐慌対策としてとられた政府および日銀による財界救済策である。一九二〇年四月―六月の間に、銀行取付は六七行、支払停止は二一行にもおよんだ。そこで日銀の銀行救済融資、株式市場救済融資、製糖業救済融資、羊毛資金補給、綿系シンジケート融資、鉄および銅ストック融資など予金部から興銀、勸銀を通ずる救済融資総計三億六千万円以上が財界に投入された。この結果、恐慌による過剰商品や不良な過剰資本の整理が中断され、これらの問題の解決をひきのばさせることとなった。

さて、インフレ政策は恐慌の深化を阻止し、一九二一年(大正一〇年)春を底としてふたたび物価は上昇に転じ、一時的に中間景気すら現出した。しかし、この間においても、小売物価はほとんど下落せず、労働者農民にとつて恐慌とインフレ政策のえいきょうは同じように深刻であった。西欧諸国が相対的安定期にはいった一九二三年(大正一二年)になって、わが国の労働者小作人の争議が活潑になるのは、インフレ政策の結果、不況が慢性化したためとみられないこともない。

ところで、このような中間景気以後、とくに一九二二年(大正一一年)から一九二三年前半にかけては物価問題にたいする資本の関心がふかまってきた。資本家団体は争つて、物価引下策を提示したが、その目標は英米水準にまでわが国物価を引下げ、輸出競争力をつけるのであった。このため、為替相場を安定させ、国内価格を国際価格へひきよせるといふ金解禁政策が要望されるようになった。金解禁論がにわかに活潑となるのも、このためである。当時の有力新聞「時事新報」のアンケートに答えた財界有力者の解答では金解禁即行論者三〇に対し、反対論者一二であったという。中でも鐘紡の武藤山治は原料棉の輸入価格を引下げ、コストを引下げて輸出競争にそなえるという考え方で積極的であった。³⁾

一九二三年四月二八日、対米為替相場は四九ドルという最高値にまで上昇したが、この原因は市米蔵相の緊縮政策によって第三表のごとく一九二二年の国際収支の好転と外債の成立によるが、直接には在外正貨の払下げによるもの

第3表 国際収支の状況 (単位百万円)

年次	輸出	輸入	差引超	貿易外取越		差引超
				買受	取越	
1917	1,670	1,105	595	456	1,051	
1918	2,072	1,776	296	576	872	
1919	2,236	2,385	150	504	355	
1920	2,098	2,535	△ 437	317	△ 120	
1921	1,353	1,794	△ 441	193	△ 248	
1922	1,736	2,066	△ 330	141	△ 190	
1923	1,542	2,165	△ 613	384	△ 229	
1924	1,923	2,653	△ 730	420	△ 310	
1925	2,426	2,790	△ 363	219	△ 145	
1926	2,172	2,611	△ 439	178	△ 261	
1927	2,117	2,398	△ 281	61	△ 219	
1928	2,224	2,373	△ 335	179	△ 156	

(注) (1)大蔵省「金融事項参考書」による。

(2)△印はマイナス。以下同じ。

第4表 正貨現在高表 (単位百万円)

年次	総額	所有別		所在地別	
		政府	日銀	内地	海外
1914	341	49	292	128	213
1915	516	153	363	137	379
1916	714	262	452	227	487
1917	1,105	386	719	461	644
1918	1,588	855	733	453	1,135
1919	2,045	1,051	994	702	1,343
1920	2,178	887	1,291	1,116	1,062
1921	2,080	791	1,289	1,225	855
1922	1,830	667	1,163	1,215	615
1923	1,653	526	1,127	1,208	445
1924	1,501	424	1,077	1,175	326
1925	1,413	343	1,070	1,155	258
1926	1,357	283	1,074	1,127	230
1927	1,273	192	1,081	1,087	186
1928	1,199	115	1,084	1,085	114
1929	1,178	91	1,087	1,087	91

(注) (1)大蔵省「金融事項参考書」より作成。

(2)1929年4月以降発表なし、したがって

この年次の統計は同年3月末である。

である。すなわち、第四表のごとく、一九二一年にも在外正貨八億五、五〇〇万円が払下げられたのをはじめ正貨現送によって支払がなされたため、一九二四年には、総額約一五億円、在外正貨は三億二、六〇〇万円と五億円以上が失われている。つまり人為的に相場が維持せられていたといつてよい。市米蔵相は思ひのほか、貿易が好転しなかつたため、金解禁をおくらせ、ついに大震災と首相病歿による総辞職で解禁を失ってしまった。このことについて、後年、井上準之助をはじめ多くの解禁論者の批判がある（井上準之助「論叢」第一卷二〇—二二頁参照）。また一方、新平価解禁論者は、市米蔵相の処置は適切であつたとのべている（高橋亀吉前掲書八六三—四頁参照）。この両者の評価の対立のみは後にのべるとして、ここに附記しておかねばならぬことは、この時期からはじまる政友会と憲政会（後の民政党）の景気政策をめぐる対立である。前者は国内対策に主力をおき、低金利—積極的財政投融资政策によって不況をきりぬけようとし、後年、兩税委譲—時局匡救政策を立てる。後者はこれにたいして、不況慢性化の原因は財界の未整理にあるとして、まず国内的には緊縮財政、消費節約をおこない、国際的な価格均衡装置としての金本位制への復帰によって経済の合理化をおこなおうといたのであつた。この両者は資本主義の危機対策として矛盾する二つの面をしめすものである。すなわち、民政党の路線は日本資本主義の不均衡な体質に気づいて、それを合理化政策で国際水準にまで改善しようとしているのであるし、政友会は合理化政策のインパクトに日本経済がたえられない面を重視し、対外的緊張をまねいても、積極政策に出ようとしたのであつた。この両者の対立は昭和史を理解する鍵をにぎっている。

(3) 国際收支悪化と為替相場引上策—第三期— 震災復旧のための輸入によって為替相場の崩落がはじまつた。

一九二三年一月五日、正金銀行は対米為替相場を四八ドル四分の三に引下げ、その相場で安定しようとしたが、翌年一月清浦内閣の成立後、相場は四八ドル台をわつてしまった。そこで、勝田主計蔵相は相場四七ドル半を維持するために、棉花、機械、食料品、復興材料等絶対必要なる輸入品にかぎり、在外正貨約一億円を払下げた。そして一方外債五億五千万円を募集した。この効果はあらわれて、とにかく三月一七日までは四七ドル半の建値は維持された。しかし、復

興資材の輸入激増によって為替相場は再開し、正金建値と市場相場のひらきは大きくなっていった。一九二四年三月一日ニューヨークでは対米為替は四二ドル台におちていた。そして三月一八日になって四七ドル半維持策が

第5表 金輸出禁止下の為替相場変動表

年次	最高	最低	変動 範囲	動開 変回	動数
1914	\$ 49.½	\$ 49.0	\$ 0.½		4
1915	49.½	48.0	1.½		10
1916	50.¾	49.¾	0.½		5
1917	50.¾	50.¾	0.½		4
1918	52.¼	50.¾	1.¼		9
1919	51.¾	49.¾	2.0		12
1920	50.¾	47.¾	2.¾		27
1921	48.¼	47.¾	0.¾		9
1922	48.½	47.½	1.0		7
1923	49.0	48.½	0.½		4
1924	48.¼	38.½	9.¾		26
1925	43.½	38.½	5.0		25
1926	48.¾	43.¾	5.0		21
1927	49.0	45.¾	3.¾		68
1928	48.0	44.¾	3.¼		91

<備考>大蔵省「金融事項参考書」による。

展による国際収支の改善、(2)為替相場安定と絶対必要な輸入品のため正貨払下、(3)金解禁を時期をみて実行などの五項目を答申した。しかしこれは実現されることなく、次の護憲三派内閣の成立となった。

浜口雄幸は蔵相就任後、懸案の財政緊縮に手をつけた。この効果があらわれるのは後のことであって、為替相場維持については就任直後、放任政策をとった。このため入超額の増大とともに為替相場は一〇月一八日、三八ドル半にまで暴落し、以後翌一九二五年(大正一四年)二月九日まで三八ドル台がつづいた。このため為替暴落に対処するため、金解禁政策の主張がよくなった。

まず金解禁即行論者は (1)正貨の保持が通貨の膨脹、円価の下落をまねいているので、通貨収縮のため金輸出解禁

抛棄されると円価の下落は決定的となった。四月二三日相場は四〇ドルに落ちた。右のような経過からみて国際収支逆調下における為替相場の建値維持のためには、正貨の払下げか、外債の募集のいずれかしかないことが理解できる。

清浦内閣は為替相場維持政策の失敗後「帝国経済会議」を設置した。その会議は「外債為替改善策及び金銀輸出解禁の時期如何」という諸問に対し、(1)緊縮財政、消費節約による物価低落、生産改良をおこない、輸入の抑制、輸出進

を執行する、(2)対米為替相場が旧平価より二割も低いので、輸出入とも二割ずつ国民経済上の損失となっている。そこで金の輸出を断行し、通貨収縮による物価下落によって輸入を防ぎ、輸出をすすめると、主張している。この意見の代表者は松崎寿、武藤山治をはじめとする実業同志会、すなわち原料を輸入し製品を輸出している産業資本の代表者であった。しかし後になってこの武藤は即行論から予告つき解禁論となえるようになる。この武藤の理論は銀行資本の代表者たる山本達雄の六カ月ないし一年の予告付解禁論とはほぼ同じであって第五〇回帝國議會に提案し否決される。これにたいし、政府および日銀当局者の見解は、金解禁には賛成であるが、時期尚早というのであった。金本位制の機能は、國際的に金本位制復帰が完結しなければならぬという考え方から (イ)また米國一國では時期が早い。(ロ)為替相場の状態がわるい上に、國際收支不均衡の折から解禁によって、さらに変動を加うるほど危険なことではない。(ハ)金解禁によって輸入がすすみ、輸出は困難となり、正貨の流出をまねく。(ニ)為替相場が平価よりはなれているので、金解禁すると正貨の流出をまねき、兌換制度の基礎を危くするというのである。

このような考えの下に、浜口は金解禁即行はさけたが、相場の下落をくいとめるために、内地正貨の現送をはじめた。この表面上の理由は外債の利払いの際の為替上の差損を減少するため(一九二五年九月一六日大蔵省声明)というのであった。この政府保有正貨の現送は一九二五年九月から翌一九二六年(大正十五年)一月まで毎月合計二、六〇〇万円にのぼった(第四表参照)。この現送は浜口の緊縮財政とあいまって、海外では金解禁のちかいことを予想させた。そこで円為替投機がはじまり、相場は一九二五年一二月には四二ドルから四三ドルへ、さらに翌年二月には四五ドル台にまで上昇した。一九二六年二月二〇日浜口は、このような円投機によって、為替相場の変動が激しくなり、国内経済を攪乱することをおそれ、正貨の現送がまったく財政上の理由によるもので、金解禁準備ではないことをのべた。しかし、この声明以後も為替相場の騰貴はつづき、四月には四七ドル台にのぼり、以後四六ドルから四七ドル台を前後するに至った。この為替相場の騰貴の原因は正貨現送による人為的な為替相場引上策および緊縮政策による物価下落

策の政策的効果であつたことは否定できない。また高橋亀吉の説くごとく、それは金解禁思惑による円為替投機相場であつたといえぬこともない。しかし、構造的には、相対的安定期の海外市場の好転によつて、対中国輸出が一九二〇年の水準をはじめて抜いたことなどが根本原因であつて、右の諸政策や投機はそれを促進したものとみることができ。さて、この時期の金解禁論争をめぐつて、みおとしてならぬのは、金解禁絶対反対論と新平価解禁論である。

金解禁絶対反対論となえたのは川崎造船の松方幸次郎、鈴木商店の金子直吉（＝神戸派）である。特に松方幸次郎は「我物価ノ問題」「進取乎將又退嬰乎」等の論文において、為替相場下落こそがわが国の産業を発達させ輸出を進め、大震災以来の苦境をすくつてきたとのべている。また通貨の膨脹がすでに常態となつてゐるので、今にわか収縮するに至ると、かえつてよくないといつてゐる。これらの意見はインフレ政策の下、オーバーローンによつて発展してきた日本資本主義のアクセラテッドたる造船や鉄鋼などの資本の要求をみごとに表現したものと見える。彼等は後年金融恐慌のきつかけをつくつたのである。この反対論にたいして、楠見一正の前掲「金輸出解禁問題」は原料輸入依存度の高い国においては、輸出促進、輸入防止を為替逆調によつて自動調節できないと否定してゐる。

右の神戸派にくらべれば新平価解禁論は、当時イギリスの金解禁を提案したカンリフ委員会やチャーチルに反対したケインズの思想にちかひものであつた。彼等はケインズのように金本位制放棄にはいたらなかつたが、理論的には購売力平価説を足場に、経験的には三八ドル―四一ドルの相場が一八カ月（一九二四年五月―二五年一〇月）もつづいたことを基礎にして三八ドルの新平価安定案を提唱してゐる。この最初の提案は一九二四年三月の「東洋経済新報」の社説である。彼等の立場と方法は前掲「財界変動史」がよくものがたつてゐるように、インフレ政策による不況克服策であり、国内均衡第一主義である（これは後に時局匡救事業となつて開花する）。そして対外的には為替ダンピングによる輸出振興策である。この理論は当時すでに強い批判をうけていた。まず購売力平価がたえず動揺してゐる時にどの点に平価切下げをしても安定しないのではないか。また円相場下落によつて、外債の元利支払がますが、これは結

局のところ大衆負担増大となる。この後の点を考えると、旧平価解禁のための緊縮政策の採用による大衆の犠牲にくらべて平価切下げは「一層大なる損失をしなければならぬかも知れない」(土方成美前掲「金解禁」一三八—四二頁)。

(4) 財政金融制度整理の挫折—第四期— 一九二六年(大正一五年)九月、片岡直温蔵相は就任とともに、多少の犠牲がでてでも為替相場を安定させることとし、金解禁のための積極的財政整理と金融制度の改革にのりだした。従来の金解禁政策は民間によって主唱されていたが、これにくらべてこの時期は政府が積極的な金解禁準備にのりだしたことに特徴がある。片岡蔵相の金解禁準備政策は次のとおりであった。

まず第一は金融制度の改善と低金利政策である。金融制度の改善は第一次大戦後の新しい状況にあわせて構造的改革をねらったもので、金融制度調査会を設け、銀行制度全般の検討をおこなったが実行はできなかった。低金利政策は商業手形の割引歩合を国債担保の貸付利子よりも優遇し、最高利子の制限をおこなったものである。低金利政策は、緊縮政策の論理と矛盾するが、片岡蔵相によれば財界に整理の余裕を与えるために利子負担を軽くしようというのであった。つまり、財界整理と裏腹をなす救済策というべきである。第二は在外正貨の補充である。これは内地正貨の現送と民間外債の手取金買上である。浜口前蔵相がもつぱら財政的な理由で在外正貨を補充したのとちがひ、片岡は積極的に金解禁のための平価引上げをめざした。この結果、先の第四表のごとく正貨はいちぢるしく減少したが、為替相場は上昇し、一九二七年三月四日には正貨現送点にちかい四九ドルに達した。この上昇には、解禁予想の投機が働いていることは為替相場の変動回数がいちぢるしくはげしいことにあらわれている(第五表参照)。第三は財政の緊縮と国債償還制度を改革したことである。緊縮財政の内容は、公債発行を一億五千万円にとどめ、約四百万円の第二回税制整理をしたことである。また、国債償還制度の改革は従来、の減債制度が前年度初頭の公債高の一万分の一六六つたのを、これにくわえて剰余金の四分の一をくだらぬ額を充当するとしている。第四は先の金融制度改善のより具体的手段としての、震災手形整理である。震災手形整理は第一次大戦中の不良貸付—オーバーローン整理の中心問題

第6表 銀行合同の状況

年次	合 参 銀 行	同 加 数	合 併 新 設	合 計 統 銀	同 し せ	消 減 行	差 合 因 減	引 に り 少
1916	19		1	9		10		9
1917	36		2	15		21		19
1918	62		2	31		31		29
1919	104		4	46		58		54
1920	81		2	36		45		43
1921	122		3	54		68		65
1922	109		4	51		58		54
1923	158		1	66		92		91
1924	96		7	42		54		47
1925	154		10	59		95		85
1926	194		16	75		119		103
1927	218		14	84		134		120
1928	349		26	126		223		197
1929	178		12	69		109		97
1930	146		7	62		84		77
1931	105		9	42		63		54
1932	86		10	31		55		45
1933	15		2	4		11		9

<備考>大蔵省「金融事項参考書」による。

出不振がつづくだろうとのべている。高橋亀吉は片岡直温の金解禁準備政策が金融恐慌を生みだしたと考え、これは後の井上準之助の金解禁の前置奏曲であつて、旧平価に財界がたえられぬことは実験済となつたといつてゐる。片岡と井上の政策の同質性は高橋亀吉の指摘するところであるが、旧平価解禁とそのための緊縮財政が二つの恐慌の原因であるかのこ

であつた。日銀の救済融資をうけた震災手形所持銀行は特銀（とくに台銀）と普通銀行からなつていたが、三井、三菱、安田、第一などの大銀行は無関係であつた。政府の財政融資は担保物件のわるい不良資本への貸付を支持してゐたのである。

ところで、この震災手形処理をめぐつて、議会で関係二法案（震災手形善後処理法案、震災手形損失補償公債法案）の審議中、三月一四日、いわゆる失言問題で不良銀行がばくろされ、一部の銀行が休業し、さらに台湾銀行救済問題から金融恐慌がはじまつた。この金融恐慌によつて若槻内閣は総退陣したため、片岡蔵相の金解禁政策は中途で抛棄せざるをえなくなつた。

この片岡蔵相の金解禁に対しては、当時の財界では反対の空気もつよかつた。その反対論は当時の為替相場の回復を以て替投機によるものと考えて、もしいま解禁すると正貨の流出をまねき、また物価はあまり下つていないので輪

第7表 預金の大銀行集中

(単位百万円)

年 末	五大銀行		七亜大銀行		小 計		其他普通銀行		全国普通銀行	
	預金額	(T)に 対する 割合	預金額	同割合	預金額	同割合	預金額	同割合	(T) 預金額	計
1926	2,178	23.9%	1,424	15.6%	3,602	39.3%	5,771	60.7%	9,174	100.0
1927	2,780	30.8	1,435	15.9	4,216	46.7	4,809	53.3	9,025	100.0
1928	3,066	32.9	1,637	17.6	4,704	50.5	4,605	49.5	9,310	100.0
1929	3,150	33.9	1,703	18.3	4,853	52.2	4,438	47.8	9,292	100.0
1930	3,187	36.9	1,640	18.9	4,828	45.8	3,829	44.2	8,658	100.0
1931	3,169	38.3	1,564	18.9	4,733	57.2	3,535	42.8	8,269	100.0
1932	3,368	40.4	1,467	17.6	4,831	58.0	3,488	42.0	8,319	100.0

(註) (1)全国銀行協会連合会編「金融制度」(東洋経済新報社、1956年) P.12。

(2)五大銀行は三菱、三井、第一、安田、住友の各銀行。

(3)七亜大銀行は川崎第百、山口、三十四、鴻池、愛知、名古屋、明治の各銀行。

第8表 郵便貯金の増加

(単位百万円)

年 末	預入高	利子 繰入高	計	払戻高	差引増
1926	827	52	879	859	20
1927	1,409	56	1,465	1,098	367
1928	1,330	69	1,400	1,180	220
1929	1,523	81	1,604	1,296	308
1930	1,660	96	1,755	1,469	286
1931	1,719	106	1,820	1,548	272
1932	1,950	109	2,059	1,964	95
1933	1,829	98	1,927	1,830	97

<備考> 大蔵省「金融事項参考書」より作成。

第9表 日銀預金貸出金高表
(単位百万円、以下四捨五入)

年末	預 金			貸 出 金		
	一般 預金	政府 預金	計	一 般 貸 出 金	其 他	計
1917	22	570	591	272	63	336
1918	48	940	988	577	67	644
1919	40	1,143	1,183	716	74	790
1920	70	969	1,039	235	67	303
1921	39	920	959	374	55	429
1922	74	671	745	550	85	635
1923	62	862	923	853	149	1,002
1924	63	771	834	724	197	921
1925	61	602	663	698	72	770
1926	57	519	575	587	59	646
1927	98	563	661	893	72	965
1928	84	392	475	849	59	908
1929	152	392	544	680	59	739
1930	119	344	463	754	56	812
1931	116	260	376	964	55	1,019
1932	124	268	392	772	74	846
1933	129	249	378	856	52	908

- (註) (1) 大蔵省「金融事項参項書」より作成。
 (2) 大蔵省証券、鉄道証券割引及臨時国庫証券の割引高は一般貸出金に合算した。
 (3) 一般預金には他店借を、また一般貸出金には他店貸を含まない。
 (4) 貸出金中その他の内容は政府貸上金、預金である。

一方、日銀の統制力にも変化がおこった。第九表のごとく、予金面では一九二七年以降銀行の遊資の増大を反映して一般予金が増大している(手許金をコールせずに日銀へ預金したことも預金増大の一因である)。これにたいして貸出面では一九二三年と二七年に一般貸出がふえている。この原因は外国為替貸付の増大と特

とき理論には承服できぬ。二つの恐慌の原因は日本資本主義の構造に起因するものである。たとえ旧平価解禁と緊縮財政が恐慌を深化させたとしても、この原因ではない。

(5) 国内及び国際金融資本の圧迫―第五期― 田中内閣の成立後高橋是清蔵相は解禁反対論者であるから片岡前蔵相のとつた正貨現送を中止し、為替相場は自由放任した。このため相場は下落した。こうして政府部内から金解禁政策は姿を消したが、三土蔵相の就任以後、一九二八年(昭和三年)になると金融資本の側からにわか金解禁の意見がたかまつてきた。

金融恐慌の結果、第六表のごとく農村を基盤とする地方銀行は大巾に統合され、それとともに第七表及び第八表のごとく予金は大銀行の予金と郵便貯金に集中しはじめた。

第10表 特別融通額内訳 (単位百万円, 以下四捨五入)

年 末	震大 災正 手12 形年 令第24号	五 割引 和律 第55号	口 形年 形年 第55号	台 灣融 資引 和律 第56号	法 融資 引和 第56号	特 別融 通引 手形 計	特 別融 通引 手形 計	割 引手 形計 (A)	B/A (%)
1923	134	—	—	—	—	134	494	627	21.4
1924	145	—	—	—	—	145	366	511	28.4
1925	148	—	—	—	—	148	307	455	32.6
1926	159	—	—	—	—	159	359	518	30.7
1927	37	181	—	185	—	403	412	815	49.5
1928	5	644	—	—	—	649	112	761	85.3
1929	—	598	—	—	—	598	51	650	92.0
1930	—	585	—	—	—	585	103	688	85.0
1931	—	578	—	—	—	578	305	880	65.6
1932	—	566	—	—	—	566	66	632	89.5
1933	—	552	—	—	—	552	155	707	78.0

<備考> 大蔵省「金融事項参考書」より作成。

別融資によつてゐる。とりわけ破産しかけた地方銀行を救済した特別融資は、恐慌による弱小過剰資本の整理をさまたげた。この結果、倒産、物価の値下りなどの恐慌の深化はさけられたが、矛盾は一層ふかまった。また先述のような財閥銀行と郵便貯金への資金の集中とあいまって、特融という不良債権が日銀の一般貸出の大部分をしめ、日銀の信用統制は完全に失われた。これが第一次大戦後の恐慌に際して、日銀の公定歩合操作の効果を減殺し、景気回復のために財政資金の投入を一層必要とした理由である。すなわち第一〇表のごとく、金融恐慌以後、割引手形の八一九〇%は特別融通がしめていた。第九表の一般貸出金の大部分が割引手形であることをおもえば、金融恐慌以後の日銀の貸出業務は特別融通であつたといつても過言ではない。しかも、時もあるうに日銀の信用統制力のもつとも機能すべき一九二九年に、特別融通のしめる地位がもつとも高く、信用統制の弾力性は完全に失われていた。財界全体が特別融資に支えられている状態では、おのずから国内金融はひきしめられ、貸出は嚴重となる。このため、大銀行は遊資の処分にかまり、この資本の海外輸出策のために、金解禁に積極的となつたのであつた。この時期の民間の金解禁要望決議を一覧表にすると次の第一一表のとおりであつた。この決議の中金

第11表 民間団体金解禁決議状況

日付	団体名
1928. 5.25	蚕業者有志大会解禁決議。
6.22	大朝、大毎両新聞経済部共催金解禁問題懇談会（→金解禁準備調査会結成）。
8.22	経済制度調査会解禁即行答申。
10. 8	東京商工会議所役員会解禁即行決議。東京手形交換所経済調査会同決議。（15日発表）。
10.18	日本外材輸入協会即行決議。東西両商工会議所同決議。
10.22	東京及大阪手形交換所組合銀行即時解禁共同声明。
10.25	全国商工会議所常議会即行決議。
12.14	経済審議会解禁決議。
1929. 1.18	帝國養蚕クラブ解禁決議。
1.19	新党クラブ解禁決議。
1.22	民政党解禁決議。

融資本の代表的意見として、東京、大阪両手形交換所組合銀行の共同声明を紹介しておこう。

建 議

政府は即時金輸出禁止を解除せらるべし

理 由

金輸出解禁の問題は数年に亘りて解決せられず、為に為替相場の変動甚しく関係当業者は一定の計画を樹つる能はず、その蒙れる損失甚大にして忍びては経済界の真正の恢復を阻止せること尠ならず、然るに今や経済界の整理は漸次進捗し国際収支の状況さまで不利ならず、又世界列強は皆金解禁を実行せるを以て我國のみ独り変態を保持すべきに非ざるなり、但金解禁は為替相場の平価に近づきたる時機に於て決行するを得策とすべきも、若し漫然斯の如き理想的の狀態を期待し或は其の他の事情を顧慮して非解禁を遂行するに於ては、其の影響たるや此際解禁を断行するによりて惹起すべき影響に比し寧ろ重大なるものあるべし、故に今日に於ては多少の犠牲を忍ぶも解禁を断行するは最も緊急の事なりと信ず、仍て政府は即時解禁を断行して以て多年の懸案を解決せざるべからず、若し解禁を断行し難き已むを得ざる事情ありとせば、次善の策として遅くとも来年の輸出入転換期を

超えざる期間に於て断行の適當なる時期を即時確定公示せらるべし、世上或は解禁即行の如きは余りに急激なる変動を經濟界に与ふる嫌なきに非ざるを以て成るべく速に解禁の決意を為し、其の準備行為を完成して後之が実行を計るべしとの議論あるも、時期を確定せずして準備行為に着手するとせば直に内外の投機者流に悪用せらるることは既に経験せし所なり、而して愈解禁を断行するに當りては之が対策として政府は其の財政の緊縮の方針を探り、公債を増発せざるべきは勿論、商工業者、金融業者及一般國民も挙りて勤儉節約の主義を把持して毫も通貨膨脹の虞なからしむることを其の第一義となし朝野一致確固たる決心を以て之に臨まざるべからず

右及建議候也

昭和三年一〇月二二日

東京手形交換所理事長 池田成彬
 大阪手形交換所理事長 八代則彦
 大藏大臣 三土忠造 殿

この決議は為替相場の旧平価への接近をまづけていることによる混乱よりも解禁を即行することによっておこる混乱の方が影響が少いと認め、多少の犠牲をはらっても断行すべきだとのべている。後述のごとく、金解禁にあたっては為替相場の回復と日銀の信用統制力の回復が前提とされていたが、前者はこの年の為替の動搖の経験から政府の解禁意志の決定如何によるとされ、後者はすでに金融恐慌後の日銀の公債売出による遊資吸収によって、かなり回復をみたというのである（山室宗文などの意見、大蔵省「昭和財政史」第一〇巻、東洋經濟新報社、一九五〇年、一九八一—二〇二頁参照）。

金融資本家が積極的に金解禁をのぞんでいたことは以上でわかるとおりだが、産業資本家は必ずしも解禁賛成ではなかった。第一二表のごとく、日本工業倶楽部のおこなったアンケートの回答八七の中、工鉱業資本家の反対は二二で、即時解禁説とそれに類似の一九二九年初頭解禁説をあわせた賛成の一九をうわまわっていた。鉄鋼業界などは一九二八年一二月一日に金解禁時期尚早声明を出したほどである。

この時期の解禁論争の特色は、解禁準備政策と解禁後の不況対策の論争が中心であったことである。この論争は金

第12表 日本工業倶楽部のおこなった金解禁アンケートの結果

業者別	即時 解禁	一定条件の下に速かに解禁					計	反対は 早見 解禁 尚意
		1929年 1~4月 中を 可	同年 5~7月 貿易 を 換	年 7月 迄 可	期限 示 も	明 る を ざ		
(1)銀行貿易 及海運業	13	4	3	4	—	11	4	
(2)工 鉱 業	11	8	6	1	3	18	21	
(3)そ の 他	2	3	1	—	—	4	3	
計	26	15	10	5	3	33	28	

<備考> 日本工業倶楽部調査課「金輸出解禁問題に関する日本工業倶楽部
全員の意見」(1928年11月)より。

達した。為替相場は解禁思惑のため、この年は実に九一回(つまり平均四日に一回)も変動した。このことは、政友会
の考え方、すなわち為替の自由な変動によって、国際収支のバランスと物価の調整をおこなおうとする考え方をうち

融恐慌の結果をめぐる評価によって二つに分れる。まず解禁論は金融融
慌によってすでに不良担保による信用が収縮し、物価は低落している。
これに加えて準備政策として対内的には財政緊縮、消費節約、産業合理
化などの緊縮政策を強化すれば、国際収支の改善も実現し、正貨の流出
も少くてすむというのである。これにたいして、反対論は前述したよう
に金融恐慌は一方で日銀の特別融通制度によって不良信用を残存させ、
その後の債権回収もすすまぬため、日銀の信用統制力はない点を指摘し
ている。そして、一方大銀行は予金集中の結果、遊資に困っている。そ
の上、わが国の金利安にくらべ米国の金利高のため、多額の正貨の流出
(二三億円)が予想せられる。これらを総合して反対論は金融恐慌の経
験からいっても金解禁による衝撃に日本経済はたえられないとみている。
政友会の不況対策はもともと、兩税委譲による小生産者の負担軽減、
中小地主と中小企業への補助金と土木事業のために積極政策をおこなお
うというのであった。そこで民政党的ように金解禁は緊縮政策によって
「経済の体質改善」をおこなうという資本主義の常道の不況克服策とは
対立した。このため三土蔵相の金解禁の態度はあいまいであった。一九
二八年一〇月迄、先の第一一表にあるごとく、民間の金解禁論は頂点に

くだくに充分であつた。金解禁の政府の意志と圧力団体の動きは、為替相場の変動と証券市場および国債社債市場の変動（前者と後者の変動は逆向き）に影響を与えた。まず一九二八年四月四日即行の意志のないことを三土蔵相は表明した時には、相場は依然四八ドルから四七ドル台を前後していた。ところが再度五月一日即行の意志のないことをのべる頃になると、相場は四六ドル台におち、八月一六日ついに四五ドルにまで下つてしまった。これは田中内閣成立時にくらべ四ドル低落である。蔵相は九月一日になつて中国問題の解決、為替相場の回復、日銀統制力の回復などを金解禁の条件としてあげたが、その後具体策をしめさないで、相場は低迷した。一〇月にはいると、東西両組合銀行の声明をはじめ、金解禁にたいする銀行資本の決意の表明があるや、にわかにも暴騰し、四七ドルになつた。ところが、一月一三日関西銀行クラブにおいて、三土は金解禁について決定的な意見を發表せず、相場はふたたび四六ドルにおちた。翌一九二八年一月二二日の衆議院本会議上においても蔵相はすみやかに起こなうとはいつたが実行方法を示さないで、四五ドル台にまで落下。その後六月二九日に四三ドル四分の三になるまでひきつづき落下をした。この間、三土は、兩税委譲をすても金解禁はやむをえないとまで考へた。一方有価証券市場は解禁論とともに暴落した。すなわち、為替の騰貴した一〇月二三日に公債株式は暴落した。また、翌一九二九年四月一八日と五月一六日と再度、政府が金解禁の準備をすすめているという風説によつて公債株式の下落をみる有様であつた。これらの有価証券の崩落は政府当局に反動して、ふたたび金解禁慎重論を生ませた。五月三〇日、団琢磨、郷誠之助、井上準之助は財界代表として蔵相に会見をもとめ政府の意向をたしたが、この際三土は非解禁の意志をあきらかにした。このような現象の中に、われわれは政策の決定にあつて、期待による投機がつよくはたらき、それが逆に政策の実行をセーブするという自縄自縛の作用のあることをみとるべきである。

ところで金輸出禁止にもかかわらず、国際収支の悪化は在外正貨を実に九、一〇〇万円と最低値にまで押下げてしまつた（第三、四表参照）。これにくわえて、一九三一年（昭和六年）の四分利付英貨債二億三、〇〇〇万円の借換条件

や国際決済銀行加盟の条件のいずれにも金本位制への復帰があつたため、もはや政友会内閣といえども総辞職直前には金解禁にふみきらざるをえない立場にあつたといわれる（前掲「昭和財政史」第一〇巻二二一—二三頁）。

一九二九年六月末、張作霖事件の責任問題に關連して、田中内閣は総辞職し、七月二日、浜口民政党内閣が成立した。そして、意外にも、金解禁時期尚早論者として政友会の積極政策の支持者とみられた井上準之助が蔵相に就任した。そしてただちに金解禁断行に着手したのである。

(註) (1) 「金本位制を要当なるものとして是認する以上は金本位制の機能を完全に適用せしむべきは全く当然の帰結であり、國際間に於ける金の移動を自由にし、其の國勢の赴く所に従はしむるは当然である。」（補見「正前掲書八頁」）。土方成美は金解禁のひきおこすアフレが中小企業、農民および労働者などの大衆に大きな災厄をもたらすとすべながら、一方で「金解禁は一日も早い方がよいのである。」（土方成美前掲書）と矛盾した結論を出している。また新平僱解禁論者山崎清純も「それは（金解禁—筆者註）幾百幾千の財政經濟上の事柄を細胞とする我が經濟有機体の中樞である」（山崎清純前掲書一頁）とのべている。

(2) 「金貨幣又ハ金地金ヲ輸出セムトスル者ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ外國ニ旅行スル者金貨幣百円未満ヲ携帯スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス
 金地トシテ販売シ又ハ使用スル目的ヲ以テ金貨幣ヲ蒐集鋳造又ハ毀傷シタル者ノ罪亦前項ニ同シ」

(3) 「この時期における日米をして戦争にまで導くことを不可能ならしめたものは、当時世界的に、就中ヨーロッパに昇まつていたプロレタリアの革命的圧力であつた。」（野呂栄太郎「日本資本主義現段階の矛盾」岩波文庫版二六八頁）。

(4) 時事新報アンケート回答中、即時解禁論者の論点は次のとおり。「(一) 変則を改めて原則に戻らしめる為。(二) 通貨の自然収縮の爲め。(三) 外國の安価なる品物を輸入し、物価の下落を促す爲め。(四) 世界不景氣の此際物価低落、輸出奨励の一因となる。(五) 生産増加を方針とする上より原料の輸入に利せんが爲め。(六) 対米為替を平価に引上げれば、それだけ輸入上利益あること。」
 また即時解禁反対論の理由は次のとおりであつた。

「(一) 我國が國際間に重きをなすは正貨の準備豊富なるに在り、外債償還のため金を準備して置く必要がある。(二) 物価を引下ぐる爲に如何なる高価を支払ふも可なりとなすは謬りである。(三) 此上輸入を奨励し輸出を阻止するは断じて不可である。(四) 日銀利下を可とする時期迄待つこと。(五) 我國經濟界の安定する迄は解禁せざるが可い。(六) 物価調節の爲めの解禁説は背緊に中らず、

著しき効果なし。(4) 歐洲財界の安定する迄待つが可い。(5) 現下物価の高率なるは輸出入貨物に非ずして主として対内關係であるから、解禁を以て物価調節の具たらしむるも所期の効果を収め得るか疑はし。(6) 僅かに関税の保護により余喘を保ちつつある産業は致命的衝撃を受ける。(7) 為替の不利も一部実業家に限られ、必ずしも一國全体の經濟に及ぼさないことは歐洲列國の現狀が証明している。(8) 世界各國の大部分の為替相場が不利である今日、我國の為替相場も不利である方が寧ろ都合がよい」

(高橋亀吉前掲「財界變動史」八六一—二頁)。

(5) 一九二三年から二七年四月にかけて、外債の募集額は九億一、一〇〇万円に達した。その内訳は一九二三—二四年六億八、三三二万円、二五年八、八一八万円、二六—二七年一億三、九五八万円である。

(6) 補見一正は政友会に三土蔵相の政策を次のように批判している。「之を要するに田中内閣の成立した当時四九弗を唱えていた我が対米為替はそれから約二ヶ年の間に現政府の非解禁政策に依つて四弗も下落し、此の四五弗附近を以て我國の實力相当のものと呼ばしめ、平価引下論の声を高からしむるに至つた。固より片岡蔵相時代の解禁促進策の爲めに引上げられた為替相場は我が國勢に比して相当なるものではなかつたかも知れないが、然し事實は金解禁を決意して之に對する準備を整ふれば為替相場は自然平価に近づく事の実例を示した。然るに三土蔵相の金解禁決意なく、更に何等の為替対策も認められない頗る曖昧なる態度では我が為替相場が確固たる歩調を保ち得ざるは寧ろ当然である。而も政府は年来の主張たる積極政策を繼り込む爲めに財政の基礎を薄弱ならしめ、將來財政膨脹の種子を蒔いて顧みる所がなかつた。之と同時に國民の浪費は相變らず旺盛にして貿易の逆調を呈する以上は我が為替相場の低落は自然の数である。」(補見一正前掲書一八九—九〇頁)。

第三節 金解禁政策の検討

一 井上財政の論理構造

(1) 金解禁の論理 金解禁に金本位制の機能回復の經濟學は次のような論理構造をもつていた。

金本位制の機能回復によつて為替相場を安定し、それによつて国内物価水準を國際物価水準にまでひきさげる。生活必需品および工業原料などの価格低落によつて国内需要を拡大し、輸出を伸張させ、構造的長期的に市場問題を解決し、國際收支のバランスを確立する。また金本位制の機能回復によつて、自由競争下における物価、賃金率、利子

率、為替率などの自動安定機能が回復するので、景気循環が正常化し、不景気の自動的克服が可能になるというのである。

ところでこの金本位制の機能回復は、さしあたり市場問題の解決となるよりも、あらたな市場問題をひきおこす。すなわち、旧平価解禁は円価騰貴、輸入の増大、正貨の流出、通貨縮少、消費減退を交互要因とする物価下落と内外市場の相対的並に絶対的狭少となる（野呂栄太郎掲書二八五頁）。このような金解禁のひきおこすインパクトにたえるためには、次のような金解禁政策、すなわち輸入制限、国産品奨励、消費節約および正貨買上、外貨クレジットの設定によるドル買対策などが必要であったが、何よりもまず合理化政策が必要であった。この合理化政策の中心は産業合理化であった。すなわち操業短縮による在庫商品の整理という一時的政策とともに、設備近代化（『有機的構成の高度化』、労働の能率増進（『相対的絶対的剰余価値の収奪の強化』）による生産費の引下げ―輸出増進が必要であった。

この産業合理化政策の遂行にあたってはカルテル形成による市場の独占的な統制、政府による生産の統制という政策が必要であった。

また次のような財政金融政策が平行しておこなわれねばならなかった。まず金融については、金融ひきしめとオーパローンの解消をおこなう。そして不良担保による回収不能資金を救済した特別融通制度を整理することによって、日銀の信用統制力を回復し、同時に財閥銀行の過剰な遊資の吸収をはからねばならなかった。次に財政政策の上では、行政整理、軍備縮小、官業整理によって、国と地方を通ずる緊縮財政をおこない、公債整理および減税によってインフレ財政の構造的改革をおこない、金本位制の自動調節機能が財政によって攪乱される範囲を極小にせねばならなかった。

いまのべた金解禁政策は為替相場引上げのための金解禁の準備政策としても、また金解禁後の為替相場維持政策としても必要であった。

(2) 井上準之助の論理 井上準之助は金解禁の論理を全体として首尾一貫して認識していたらうか。

井上が金解禁前におこなった演説および著作をみると、それは二つにわけられる。すなわち初期(第二次日銀總裁時代から蔵相就任後一九二九年一〇月まで)は、国際収支の改善、為替相場の平価への回復をまつて解禁をするという準備解禁論(予告付解禁反対論)をとっていた。ところが、蔵相就任以来わずか五カ月にして、一月二一日予告付解禁をおこなうにいたった。このように井上が初期の考え方をすてたのには、次にのべる準備政策が成功し、金解禁によるインパクトの懸念が少いこと、英米金利の下落により国際的な状況がよいことなどが表向き理由となっていたが、後述するごとく、この判断はあまく、また政治的理由によってかたよっていた。井上自身はこのことに気づいていたらしく、一九二九年二月四日、慶應義塾大学理財会秋季講演会では学問的には「黙って放つたらかしておいて四十九弗四分の一(≡平価)に至った時に解禁をすればそれで事柄はよいのであります。」(『論叢』第三卷一九九頁)と告白している。つまり井上の予告付解禁は学問的論理的必然ではなかったのである。

このように解禁時期をめぐる井上の考え方には変化があつたにせよ、金解禁に対する思想は一貫していたといつてよい。この時期の彼の考え方は金本位制の機能に關する無条件の信仰の上に立っている。

彼はまず日本資本主義の現状を不景氣不安定のために対外的に不信用であると規定する(『論叢』第三卷一九九頁)。しかもこの不景氣は正常の景氣循環過程でおこるものでなく、見とおしの立たぬ危機としてとらえ(『論叢』第一卷五七三—五頁)、これを見とおしの立つ不景氣(つまり慢性的な金般的危機から景氣循環の一局面としての不景氣)になおすためには、通貨の「天然自然の自動調節機能」(『論叢』第三卷二〇七頁)の回復による以外にないというのである。ところが従来日本の不景氣は戦争や海外景氣により外から回復されてきたことが多いのであるが、今日では「自力でなければ出来ぬのであります。自己の力自己の勤儉努力に依る外はない。」(『論叢』第一卷五七四頁)という。

この經濟危機の原因について、井上は金解禁がおこなわれていないことを条件として、戦後収入がへって經濟状態

がわるくなっているにもかかわらず、支出消費が収縮できず、財政経済全般にわたる放漫によって、国際収支の悪化、ひいては「日本精神の頹廢、思想の悪化」(『論叢』第三卷三二九—三三〇頁)をまねいているためであるといっているのである。

「此の経済界の現状は何処から来て居るか、即ちどういふことが一番主な原因であるかといふことを考えますと、申上げるまでもなく、欧羅巴の戦争中に非常な経済上良い地位に立った日本は、其の収入の多かつた基礎によつて總ての経済界が膨脹して居ります。然るに戦争は済んだ、其の後の状態を見ますると日本の経済上の立場は益々悪くなつた。各個人からいいますと、収入は段々減ります。減るにも拘らず膨脹した支出の方面、消費の方面は之れを収縮することが出来ないといふことが、上は政府から下は国民總ての日本に於ける一般的現象であつて、それが、今日の経済界の不安定、不景氣を來した原因であらうと思ふのであります。」(『大阪商工会議所財政経済に関する懇談會演説』、『論叢』第三卷三二〇頁)。

そこで、これらの実情の打開策として金解禁をおこなうのであるが、そのための準備として財政(支出)の整理緊縮、国債整理、国民の消費節約をおこなわねばならぬといふのである。

このように井上の考え方は前述した金解禁の経済学に大筋において一致している。合理化政策についても金解禁後精力的にとりくまれてゐる。だが金融制度の整理緊縮をおこなわなかつたことは、それが金融恐慌によつてすでに済んだとおもつていたからであらう。これは誤認であつた。その証拠に、後にいたつて金解禁の挫折の直接の因をなす財閥銀行の正貨流出が始まつたからである。

(3) 解禁準備政策 井上蔵相の金解禁準備政策は財政緊縮、在外正貨の補充、消費節約と貯蓄奨励の国民精神運動、大蔵省証券による民間遊資の吸収、外国銀行とのクレジットの提携からなつてゐた。

まず財政緊縮は一九二九年度実行予算を年度中途であるにもかかわらず第一三表のごとく九、一六五万円の緊縮をおこない、才入面でも第一四表のごとく国債の新規発行額を三、九二四万円少くした。だがこの節約はその六八%まが繰延によつたため、後年度以降の財政負担となつた。この節約の主な項目は治水事業、港湾改良營繕、震災復旧、土地建造物整理、産業補助奨励、電話交換拡張、電信拡張および改良諸費であり、これらは田中政友会内閣の計画し

第13表 1929年度実行予算額(1) (単位千円)

内 訳	29年度 予算額	法律案修 正又は審 議未了に 關する法 上	節 約 額		差引減 29年度 実行予算
			節減額	繰延額	
才出經常部	1,232,324	850	7,785	0	7,785
(内)大蔵省	337,157	847	1,381	0	1,381
海軍省	149,771	0	1,800	0	1,800
文部省	123,667	0	1,704	0	1,704
通信省	297,508	0	1,418	0	1,418
才出臨時部	541,242	※21,454	62,415	83,870	457,371
(内)内務省	173,149	0	3,014	13,250	16,264
大蔵省	26,185	※	3,602	8,722	12,325
陸軍省	54,451	0	5,262	8,168	13,431
海軍省	119,345	0	61	6,146	6,207
文部省	23,327	0	626	7,701	7,968
農林省	32,075	0	4,350	999	5,350
逓信省	66,053	0	1,626	17,101	18,728
拓務省	32,713	0	1,818	0	1,818
才出總計	1,773,567	850	29,249	62,415	91,655
					1,681,060

(註) (1) 大蔵省「昭和財政史」第3巻 P. 22より。

(2) ※印は千円未満のため計上せず。

第14表 1929年度実行予算額(2) (単位千円)

内 訳	29年度 予算	法律案修 正又は審 議未了に 關する増減	通債料 金改正に 中止に 關する増 減	29年度 実行予算	差引減
才入臨時部	266,915	△12,456	81,049	2,944	176,354
普通才入	85,933	0	17,027	0	68,905
公債金	91,201	0	39,236	0	51,964
前年度 剰余金	89,780	△12,456	24,785	2,944	55,483
才入總計	1,773,567	△	850	91,655	0
才出經常部	1,232,324	△	850	7,785	0
才出臨時部	541,242	—	83,870	0	457,371
才出總計	1,773,567	△	850	91,655	0
					1,681,060

<備考> 前掲「昭和財政史」 P. 23より。

第15表 1930年実行予算調 (単位千円)

内 訳	(A) 29年度 予算	(B) 30年度 成立予算	(C) 30年度 実行予算	C-A 増減	C-B 増減
才入經常部	1,506,651	1,525,453	1,514,524	7,872△	10,928△
才入臨時部	266,915	77,218	94,114	172,800△	16,896
普通才入	85,933	44,992	46,040	39,893△	1,048
公債金	91,201	0	0	91,201△	0
前年度 余金	89,780	32,226	48,074	41,706△	15,848
才入總計	1,773,567	1,602,671	1,608,638	164,928△	5,967
才出經常部	1,232,324	1,227,303	1,224,036	8,287△	3,267
才出臨時部	541,242	375,367	384,602	156,640△	9,234
才出總計	1,773,567	1,602,671	1,608,638	164,928△	5,967

<備考> 前掲「昭和財政史」P.30より。

- 「一、緊縮差措き難きものに非ずして単に利便を増すに止まるが如き施設は継続費たると否とを問はず出来得る限り打切、中止、減額又は繰延等を行ふこと。
- 二、勸業教育等に関する施設にして必要の時期を経過せるに拘らず尚之を継続するが如きものは此際之が廃止を断行すること
- 三、庁舎学校等の増築改築は堪へ得る限り之を見合せ其の増改築の已むを得ざる場合に在りても地方の実情に應じ建物設備等専ら実用の程度を超えざること。
- 四、補助費、奨励費等は厳密なる審査を遂げ緩急を図りて打切又は減額を行ふこと。
- 五、補助費、奨励費を財源とする事業にして予定の補助費、奨励費等を受くることを得ざるに至りたるときは特別の事由なき限り当該事業の打切、中止、減額又は繰延を行ふこと。
- 六、国と府県との連帯支弁に属する警察費は特に其の支途を精査して極力節約を図ること。
- 七、人件費に付ても初任給並増俸の時期及其の額等に留意して相当節約を図ること。

た施設の中止であつた。

ついで一九三〇年度予算案は前年度予算にたいし、一億六、四〇〇万円の減額で、とくに震災関係費は減少した。その後、この予算案は議会解散のため不成立におつたので、実行予算がくまれたが、これは予算案より六〇〇万円増となつてゐた(第一五表参照)。

地方財政については、一九二九年七月二九日、内務大臣兩次官の名において次のような依命通牒がでてゐる。

八、工事の竣成其の他諸般の機会に於て溢に擬応接待を為し又は記念品の類を配付する等公合儀式に伴ふ冗費の支出は厳に之を

廃止すること。

九、各種の運動、視察又は諸会合等の為各地に出張し徒に旅費視察費等を支出するが如きは之を避くること。

十、蓋に各種の委員・嘱託又は調査会等を設置し調査費等の経費を支出せざること。

十一、国費に於て整理せられたるものを地方費に移し以て整理緊縮の実を失はしむるが如き厳に之を避くること。

十二、地方費に於て整理せられたるものを協議費と為し又は各種団体の予算に移し以て整理緊縮の趣旨を没却するが如きことを期すること。

十三、当初予算編成当時予見し得べき年度内所要経費を追加予算に計上するが如きことなきを期すること。」(田中広太郎「地方財政」日本評論新社、一九三〇年、七一九頁)。

井上緊縮財政に一定の経済学的な基準、とくに量的なそれがあつたかどうかは疑問である。当時大口喜六は財政整理の基本方針として (1) 行政各部の整理 (2) 軍備縮小 (3) 官業とくに鉄道会計の整理をあげている。これらの経費は当然整理の中心にすえられるべきであつたが、何よりもまず各省のセクシヨナリズムによつてチエックされた(大口喜六「財政整理」日評、一九三〇年、九八一—〇二頁)。すなわち官吏減俸は失敗し、軍縮は兵器と編成の近代合理化とすりかえられ、官業整理もせいぜいのところ、減債基金への剰余金のくりいれをはじめるとどまつた。また行政整理のかなめは、当時国家財政をはるかにうわまわつて膨脹する地方財政の整理であつた。これは先の通牒にみるように、かなり国から嚴重に要求された。しかしながら、この整理は地方財政の構造からみて不可能にちかつた。わが国の財政は中央の緊縮—国家財政の赤字は地方への事務委任—地方財政の赤字となつて、バランスをする構造となつている。当時、補助金事業は一九二九年度一般会計三四二件、一億円をこえていた。このような零細な補助金の増大は独占資本の農村の政治経済支配体制の萌芽であつて、整理どころかふえる傾向にあつた。大正デモクラシーの地方自治は国政委任事務の国費負担を要求していたが、これも地方財政の緊縮というよりは膨脹を前提として、その負担配分を問題としていたのである。

さて、緊縮財政が右のように困難であつたが、民間企業への圧力を考慮して、井上蔵相は緊縮へふみきらざるをえ

ず、そこで、どの経費ということもなく、おしなべて天引緊縮をおこない、重要経費の多くを繰延べするという方法をとった。つまり構造的に改革をおこない収支のバランスを確立したのでなく、一時的なやりくりであった。このように無原則で一率減額主義という限界があつたにせよ、一般会計の国債発行停止と特別会計の起債半減はわが国の予算史上空前のことであつた。

次に井上財政を緊縮財政と常識的に定義するのは、とくに恐慌対策をふくめる場合危険であることをつけくわえておこう。井上は一九二〇年以來財界救済の立役者であつて、財界救済の金は出しおしみていない。財政資金（預金部資金をふくめた広義の財政資金）を支出するか、あるいは投融資するかという点で、政友会の恐慌対策と民政党のそれとがわかれるのであつて、片や放漫片や緊縮ときっぱりわけられるものではない。

さて準備政策の第二は在外正貨の補充である。在外正貨は井上の就任期には八、三〇〇万円にまでへつていた。そこで出超期に正金銀行をして輸出ビル買持を多くさせ、政府および日銀がその時の為替相場で在外資金を買い上げる方策をとつた。この在外正貨の買付は、一九二九年一月末二億円、解禁直前三億四〇〇万円となつた。

これらの政策とともに、消費節約、貯蓄奨励、国産品奨励の国民精神運動をはじめた（八月二十八日）。これは公私経済緊縮委員会を中央、地方に設置（地方の場合、知事を中心に道府県庁に置く）し、民間団体の協力を得て啓蒙宣伝しようというのであつた。この運動は現在からみるとまことに奇異に思われるかもしれないが、政府当局が真剣であつたことは、井上蔵相が地方長官会議、大阪商工会議所などの地方団体や資本家団体はもとより、関西婦人連合会消費経済講演会（一九二九年八月二十五日）までひらいたことで推察できる。この講演は「台所から見た金解禁」と題するもので、当時の不況の責任を婦人の不経済、贅沢にあるとしている。

「これは要するに日本人の経済思想が低く、経済組織に対する理解が無いからであり、殊に其の点に就て、遺憾ながら日本の婦人は世界各國の婦人に比べて最も経済思想に乏しいからであります。私から申しますと、大部分とは申しませぬが、半分以上は

婦人の罪になります。貴方がたが無理の消費と無理の贅沢とをされた結果が、折角日本がいい地位に立ったのが、今日は又再び旧の奎阿弥というよりも尚一層悪い有様となったのであります。……だから、日本は台所から改良してかからなくては、ほんとうの経済上の基礎を固める訳には行かないと云ふことを深く体験したのであります。……経済界が今日のやうな状態になった時には、直接貴方がたに訴へて、貴方がたの悪い所を変へて貰ふより外に、日本の経済は立直らぬのであります。そこで私は貴方がたに婦人の立場から此の難局を解決して渡きたいと希望する者であります。即ち台所の合理化は台所を司つて居る貴方がたの精神的の改善によりまして、初めて之れは出来るものであります。うるさいと考へられませうけれども日本は今日非常な危機に瀕して居るのでありますから、特にお願いする訳であります。」（『論叢』第三卷二二四—二六頁、傍点筆者）。

まことに愛情の表現のごとく、熱っぽく、執拗な調子ではないか。不況の責任を婦人の浪費とし、婦人の消費の緊縮以外に不況からの脱出がないことをのべた大蔵大臣は古今東西を通じ、井上準之助ぐらいかもしれない。もともと、物価の下落と平行して消費節約を強制するのであるから、経済法則に反する精神運動だといわれる。しかし、節約のねらいは、大衆消費品の節約—勤労者生活水準の切下げ、そしてこれを土台とする貸金切下げ—コストの切下げにあつたのである。

さて、このような緊縮政策は解禁まちの輸入手びかえ、輸出増進の現象と重なり、一時的には貿易の好転、為替相場の上昇をもたらした。為替相場は九月二四日には四八ドル台に達した。

井上蔵相は金解禁準備政策をさらに急いで、一〇月二八日、七、五〇〇万円の大蔵省証券を発行し、このうち三、五〇〇万円でもって民間遊資の回収をおこなった。緊縮財政が一応の効果をあげはじめたこの時、井上のもとも懸念していたのは、民間とくに財閥銀行の遊資（それは氷山の一角のごとく四億円以上の日銀預金というかたちで姿をあらわしていた）であつた。この遊資が当時の海外の金利高とあいまって流出をまねくのではないかということを気づかしたのである。

一九二九年一〇月三〇日、アメリカ株市場の大崩落にともなつて、英米の金利が引下げられた。この金利引下げはあきらかに恐慌の前ぶれであつたが、正貨流出をもつとも懸念していた井上蔵相は好機いたると考えた。十一月一

九日、正金銀行とモルガン商会中心のニューヨーク銀行団およびウェストミンスター銀行を中心とするロンドン銀行団の間でそれぞれ、二、五〇〇万ドルと五〇〇万ポンド計一億円のクレジットが成立した（一九三〇年一月二〇日解道）。これは正貨流出がおこつた場合の政府の外貨売りをバック・アップするものであつた。

一月二二日、政府は解禁の大蔵省令を発表した。同日銀行団も金本位制維持を声明した。そして総選挙において民政党が圧倒的に勝利をした後、一九三〇年一月二一日金解禁がおこなわれた。この日、首相と蔵相は談話を発表した。井上の談話は金解禁準備政策が好結果をおさめ、他方英米金利引下げにより資金流出の心配はなくなったので、解禁声明をだしたと説明している。そして、解禁声明後の不景気については「併しながら、今日は金解禁により為替相場が既に頂上まで上つたのでありますから、為替恢復による経済界の不景気は既に過去の事実となつたと見て宜しいのであります。今後此の意味から来る不景気は無いと考へて宜しいと思ひます。」（「金解禁決行に當りて」『論叢』第三卷三三三頁）と樂觀している。しかし一方解禁後もしも国際収支がわるくなれば正貨流出をまぬかれなないと考え、解禁後の緊縮政策の続行はつよく主張している。

二 金解禁政策批判

(1) 新平価解禁論者—ケインズ主義者の批判 井上の金解禁政策はその内容と時期の選定について、新平価解禁論者から強い批判を受けた。この批判はその後の恐慌対策の対立—ケインズ主義の芽生えを考へる上からも明らかにしておく必要がある。ここでは多少長くなるが高橋亀吉の井上批判からとりあげよう。

高橋の批判は井上の金解禁論と金解禁の時期および方法にたいする批判の二つの部分からなつてゐる。そこでまず井上の理論にたいする批判からとりあげよう。まず第一は、根本認識のあやまりについてである。井上は日本経済不安定の根本原因を財政、銀行、会社および国民生活が収入以上の支出をすることによる国際収支の悪化、為替相場不安定と考へている。ここから、経済の立直しは財政緊縮と国民消費節約であるとしてゐる。ところが高橋亀吉に

よればこの根本認識はあやまっております。国民は収入以内の支出しかしていない。その証拠に貯金などは増加している。平時において井上のいうような破産的消費はできない。むしろ問題は虚偽の収入、つまり銀行、会社利益の過大算定、過大賃金給料および過大法人税負担などの企業収益にある。また、これを支えたのは予金部および日銀など一〇億八、七〇〇万円の貸出にある。このかくされたインフレ・マネーこそ日本経済の欠陥であり、これをみあやまっております。国民の消費節約をしたので、国民を萎縮退嬰にみちびいたという。また旧平価解禁をすれば既存の貨幣蓄積及当時の収入の購買力を一割五分内外増大せしめることとなる。緊縮政策の論理がここでは逆行することとなると批判している。

高橋亀吉の井上理論批判の第二は、その歐洲諸國の財政政策模倣の裏にある、井上の銀行資本の代弁者としての本質とそれによる偏向批判である。歐洲諸國は戦争財政インフレのために、戦後経済立直しを緊縮政策からはじめた。ところが日本の場合は財政インフレ的膨脹はなく、年々数億円にのぼる巨額の才入剰余をつづけている。国際收支の不均衡による日本経済悪化の原因は、戦後反動、とくに関東大震災以後財界の徹底的整理をしないで、むしろ財界を救済したことを原因としている。公債乱発といわれるが、その内容を見ると、一般会計債累計四億八、六八〇万円にたいし、資本金家救済のための公債が五億数千万円にものぼっている。また日銀の特別融通は六億円をこえている。ここに問題があるのに、日銀特融の回収はすすまなかった。この条件からいえば金融引締が必要なのは井上もわかっていはずである。それをしなかったのは、井上が日銀時代に財界救済政策の当事者であったこと、予金準備制によって、市銀から遊資を棚上げすることが銀行界の損失になると考えたためであるという。このように銀行界に懸念をして片輪な緊縮政策をとっていた。このため金利が英米より低率となり、その結果、金解禁による資金流出を懸念させ、解禁断行の時期をおくらせた。そして一九二九年一〇月のニューヨーク株式市場の大反動で英米金利の急落せることを「金解禁に対する天祐」と錯覚した。この事態は物価低落→恐慌をまねく最悪の時期であった。この認識のあやまりには結局銀行資本偏重の考え方があった。この銀行資本偏重の考え方は、金融引締を緊縮政策からぬいてしまっただけ

でなく、財政緊縮においても、国債償還というまぢがいをおかした。というのは国債償還額を大きくするのは、高橋亀吉によれば通貨増大を来す（租税負担の増大があれば必ずしもそうはならない―筆者）。にもかかわらず、井上がこれをおこなったのは、大銀行が金融恐慌の結果、巨大な国債を保有し、金解禁接近説でこの市価が暴落していたが、解禁によって一層暴落することをおそれていた。国債償還は金解禁に伴う国債市価の低落阻止または緩和政策、ひいては大銀行救済としてのいみがある。ところで緊縮政策にともない株価や商品価も下がるのだから、国債保有銀行のみ考慮するのは片手落であつて、この点井上の政策は「産業家の立場軽視、金融業者の立場重視」（前掲「財界變動史」八九八頁）であるといふ。

さて以上のごとく、高橋によれば井上理論には偏向があつたから、次にのべる現状認識や時期選定の上でも決定的あやまりをおかしたといふ。

まず第一は井上の声明では国際收支が改善されたというが、組閣後五カ月で貿易が改善されるはずはない。出超をまねいた理由は解禁待て為替相場が上るまえに輸出を急ぎ輸入を手びかえたためである。また第二に声明にのべてある為替相場の回復と在外正貨の蓄積は国際收支の改善によるものでなく「一時の変態現象」である。つまり「輸入手形は極力外銀より外貨借入資金で賄われ、輸出手形は極力決済が急がれている。加うるに巨額の円為替投機が介入しているからである」（前掲書九三六頁）。そこで在外正貨三億四〇〇万円は金解禁と同時に消滅する運命にあつたという。第三は前述したが英米の金利低下は恐慌の前ぶれであつたのを、井上は物価よりも金利ばかりみていたので時期選定をあやまつたといふ。

さて、高橋亀吉は右のように井上批判をした後、しかし、このように金解禁の条件が具備していなかつたことについて、井上もわかつていたはずだと自問自答し、にもかかわらず断行した理由は次の三点にあつたろうと推測している。(1)総選挙がせまつていて、現在断行する以外民政党内閣でおこなう機会はない。(2)消費節約の宣伝に経済不安をまましていたこと。(3)二億三千万円の英貨債のかりかえの時期がせまつていたこと。(4)そして何よりも緊縮政策の与え

る影響は深刻で計画資本の減少にみられるように財界は萎縮していたことである。

財界は解禁思想で為替高騰、物価低落をみこし、輸入、生産、仕入、建設を手びかえた。そしてこれ以上待機姿勢がつづけられなくなっていた。待機思想の利益待ができなくなり、その反動で入超↓為替反落のおそれがでていた。このことはすでに九—一〇月頃あらわれはじめていた。これらの経済事情が選挙をひかえて民政党内に圧力となり最悪の時期に解禁にふみきったというのである。

さて、少々長くなつたが高橋の井上批判のうち、井上が銀行資本の利益をおもんばかるあまり、時期の選定をあやまつたという指摘、また、インフレの傾向が一般的な放漫財政にあるのではなく、財界救済の放漫さにあるという指摘は正しい。しかし、これにかわる高橋の論理が一貫していたというのではない。高橋は貸付資本の論理、とりわけ金利という指標によつて景気を調整することを批判しているが、彼がかわりに指標とするのは物価、株価である。彼は金融よりは産業によつて景気の動向を判断すべきだといっているが、彼の論理はあくまで産業の動向がエクスペクテーションを媒介にして物価や株価にあらわれてくる面のみをみている。そして生産量や雇用量の動向をみようとはしない。その点では井上の銀行資本の論理とは五十歩百歩である。高橋は財界救済をインフレの原因としているが、批判に急なあまり政友会の軍拡—シベリヤおよび中国出兵による軍事インフレをあげていないのは片手落である。少くとも民政党は政友会とちがひ軍縮については対策をもっていたのである。高橋は井上の財界救済を非難するが、そもそも新平価解禁論のゆきつく先も結局はそこにあつたのではないだろうか。

新平価解禁論者はこの時期において、後のケインズのごとく体系的論理をもつていなかった。実は、新平価解禁論者が理論的に影響をうけたケインズ自身が当時、後の「一般理論」(“The General Theory of Employment, Interest and Money”)にみるような体系を確立していなかつたといえるかもしれない。

たとえば同じ新平価解禁論の旗手であり、購買力平価説の上に立つた山崎清純の場合を例にとろう。彼の著作「金

輸出解禁問題」は当時の論文の中では群をぬいて理論的ですぐれている。しかし彼は井上と同じく金本位制の「ゲーム」のルールにもとづいていた。つまり為替を安定させ、金本位制の自動調節機能によって物価を引下げ、国際収支の改善をしようというのである。そのために財政緊縮、金融整理をし、とくに「産業中心移動」(低資金の繊維工業中心から、有機的構成の高い化学および機械工業へ)と産業合理化をおこなおうというのであった。此処迄は井上と同じで、井上と違ふ点は、新平価(為替率の引下げ)によって、金解禁によるインパクトをできるだけ緩和しようというのである。つまり後のケインズとちがいが、山崎と井上は金本位制のルールを確立する点では一致し、ただ方策がちがっていたのである。

(2) 金解禁—金本位制機能回復政策批判 井上の財政政策は、財界救済のためには財政資金の投入を辞さないから、まったく金本位制の自動調節機能に信頼をおいていたとはいえないかもしれない。だが彼の政策は「大体において正統派的な資本家財政であつた」(日銀「満洲事変以後の財政金融史」二二頁)。また前述のごとく新平価解禁論者といえども、金本位制にたいする信頼という点では五十歩百歩であつた。いいかえれば、自由競争にもとづく自然的自由の制度に信頼し、政策の基準を物価、貸金率、利子率、為替率などのシグナルにもとめていたのである。景気不景気の問題を右のようなシグナルをうごかすことによつて、自動的に調整できると信じていたのである。これは資本家としてはまことに正統である。しかし、それだけに論理構造の上で根本的なあやまりをおかしていた。つまり、それは二つの点で、ひとつは全般的危機段階の資本主義が、そしてとりわけ地主制と中小企業問題を内包する日本資本主義が金解禁のインパクトにたえうるかどうかということについて認識をあやまっていたのである。第二は自由競争にもとづく経済の自動調節機能によつて、景気循環とくに恐慌のもたらす社会的結果を破滅的な道にまでみちびくことなく防げるというあやまりをおかしていたのである。このうち、ここでは第一の部分をとらあげよう。

まず、このことを金解禁政策の中心問題である産業合理化政策から考えてみよう。わが国においては産業合理化による生産費低下をはばむ条件として次の点が指摘される。輸入財に依存する機械設備の価格が高い。土地の狭少によ

る地価の高騰により敷地等の費用が生産費を高める。また原料が輸入品に依存し国際的割高となる。以上の結果有機的構成の高度化は当然妨げられる条件にありながら、社会的労働の生産力が低いために有機的構成は相対的に高くなる。したがって利潤率低下の傾向がよい。そこで生産費の低下ということは一層困難となる。もしも、この条件下で生産費を低下させようとするれば、労働の緊張の強化による資本主義的搾取をつよめることになってしまふであろう。また産業合理化という場合、中小企業や地主の農業経営は合理化ベースにのらない。この二部門は合理化よりも直接的保護救済がもたられていたのである。これらのことを総合してみると合理化政策のインパクトに日本資本主義がたえられない。それをゆがめてしまう傾向があることが理解されよう。

次に財政金融の場合には事情がもっと複雑である。日本資本主義にとって、財政金融が経済発展の重要な起動力であったのであるが、全般的危機段階にはいつて、日本資本主義の不均等発展—市場問題が激化すると発展の起動力としてよりも、危機の救済—安定の楯として重要視される。先にのべたような合理化のインパクトにたえられない企業経営の条件下で産業合理化をしようとすれば、財政金融面では緊縮よりも放漫という内的動機がよくなる。そこで産業合理化と平行して財政金融の整理を平行するということは、金解禁政策のなかでもっとも困難な課題となる。

まず金融については不動産担保融資を主体とする信用力のよわい農村金融の整理は直接地主制の危機にまで発展する。中小企業の（一部独占体をよくめた）オーバーローンの解消の困難さは金融恐慌で充分に証明された。予金部—特殊銀行というルートによって、政府資金を民間資本へ投入することは、大正末期には非難され予金部運用規則ができものの、実際には地方銀行の破産による農村金融体系に代置するものとして、ますます大規模な政府資金の投入の必要がまわっている。それを裏付けるかのように農村部の貯金は郵便貯金へ吸上げられつつあった（第八表参照）。また財閥銀行の独占度は第七表のごとく、地方銀行の破産と逆比例して高くなっているのだが、大正末期にようやく持株の公開がおこなわれたばかりであるという事実にみられるごとく、財閥の私的性格はきわめてつよく、経済の不安定

要因としてつよく働く傾向をもっている。

政府の緊縮のかけ声にもかかわらず、金融は財政以上に放漫で擾乱要因となっていたことは、日銀の大巾な貸出超過—不良貸—オーバーローンに代表される。金融は産業合理化をバックアップするどころか第一の不安定要因だったのである（第一六表参照）。ここに金解禁政策の第二の誤算がある。

第16表 1930年当時の会社の資本構成

資本構成	金額(百万円)		同百分比(%)	
	1914年 (上半期)	1930年 (上半期)	1914年 (上半期)	1930年 (上半期)
株主資本	388	3,200	66.1	55.4
流動負債	134	1,069	22.9	18.5
長期負債	61	1,502	10.5	26.0
期末使用本 期総資	583	5,771	100.0	100.0

(註) (1)前掲「財界変動史」P.1147 より。

(2)「東洋経済新報」(1931年11月28日号)
が主要会社について調査せるもの。

を実現するには、次のような困難がある。地方から中央までの官僚機構は天皇制絶対主義の支柱としての伝統をもっているため、セクションナリズムがきわめてつよく、一部分を整理することは不可能であり、しかも一たんはじめた事業はいつまでも継続し、セクションの予算は一定規模あるいはそれ以上を維持することが常となっている。そこで行政整理は一か八かというかたちで、どのセクションにも平等一率におこなわれる。つまり行政的あるいは経済的效果をもって決定しないのである。そこで、まったく廃絶されるセクションというのがないから、一定期間たつと節減された予算は復元するということをくりかえしてきた（高橋是清の一九二〇年帝國議会議院での答弁）。

年々増大するので軍事費の整理は困難となる。基幹産業部門は資本のぜい弱性と軍事的必要上どうしても官業となりやすく、官業の会計は大きくなり、浪費をつよめる。教育費は資本主義がすすむにつれて増大する。これにくわえて補助金によって中小企業や地主を救済し、さらには農村の二、三男対策として失業救済が必要となる。このように考

えてくると、財政は緊縮の必然性よりも放漫のそれの方が大きい。このような放漫財政は当然予算のアンバランス、赤字をまねく。ところがこれまでは赤字は自然増収による揚超によって発現していなかった。それが合理化政策の必要とされているいま、税の自然増収がのぞめなくなつたいま、顕在化する状況がよくなつてきている。

このようにして全般的危機段階の日本資本主義が金解禁政策のインパクトにたえられないものであったことは明瞭である。そしてまた結論をいうならば、正統派の経済・財政政策が独占段階でもちいられたとすると、結局は自由競争の促進ではなく、逆に独占の形成、つまり都市大銀行のてこれによる地方銀行の整理、銀行資本の集中と集積、合理化のためのカルテル形成、産業独占へとすすんでしまふのである。このことを事実をもつて次節にせしめたいと思ふ。

(註) (1) 「金本位ないしは安定為替相場のシステムはすべて、各国の貨幣量が基本的には国際収支によって決定されるシステムである。どのような形態の金本位制の下においても、金は国際収支のひらきを決済するのに使われる。金地金本位制の作用についての伝統的な見解は国内通貨を国際通貨に兌換するかまたはその逆すなわち後者を前者と兌換するという受動的な機能だけにとどまらず、それ以上の機能を中央銀行に負わせた。金が流入すればいつでも、中央銀行はその金を購入するだけでなく、国内資産を追加的に獲得して、国内通貨供給量を増加するものと考えられた。このようにして、金移動が国内信用基礎に及ぼす影響は数倍に拡大されたはずであり、しかもそれは中央銀行の準備率の高下に応じて大きくなった。」(R. Nurkse, *League of Nations, International Currency Experience—Lessons of the Inter-War Period*, 1944. 小島清、村野孝共訳、東洋経済新報社、一九五六年、九六一—七頁)。

(2) 一九二九年一月五日、浜口首相は月俵一〇〇円以上の高給者を中心に約一割の減俸を行うという閣議決定を発表した。これによって約八〇〇万円の経費を節約し、義務教育費国庫負担一、〇〇〇万円の財源とし、同時に民間一般の賃金引下げと国民の消費節約の模範をたれようとしたのであった。ところが翌一六日以降、東京地方検事、教職員、判事、海軍軍人、満鉄職員、朝鮮總督府判任官、台湾總督府官吏、鉄道省、拓務省および商工省などの官吏が反対陳情運動をはじめた。とりわけ一八日などは東京検事局の検事が事実上ストをしたため取調がおこなわれぬといふさきであった。このような官吏の紛争は与党にもつよい影響を与え、わずか一週間にして、政府は減俸案を撤回するにいたつた。

- (3) この談話の内容は (1) 財済緊縮とくに国債整理の成功 (2) 国際収支の改善 (3) 在外正貨の保持 (4) 大銀行の協力 (5) 海外外レジットの成立 (6) 外国銀行の協力などによって時期到来したという内容のものであって、後の一月一日声明と同じである。
- (4) 小川郷太郎はこの高橋の批判に対して、国債の償還は国民全体の負担の減少になると反対している (同「国債整理」日評、一九三〇年、二〇二頁)。

第四節 恐慌と金解禁政策の挫折

一 金解禁政策から恐慌対策へ

(1) 「昭和恐慌」のはじまり 一九二九年の恐慌はアメリカ資本主義の永久繁栄の夢をうちくだした。それは典型的な過剰生産恐慌としてはじまり、全世界の資本主義国をまきこむにいたった。

井上蔵相は金解禁後、たとえ一時的な景気後退がみまっても、資本主義の自動均衡装置の機能回復によって、景気はまもなく回復すると信じていた。金解禁直後金利と株価は安定し、正貨準備率は七割をこえ、二月二〇日の衆議院選挙で与党は大勝し、一時的に政治経済は安定するかにみえた。

しかし、一九三〇年三月を転機にして、恐慌はかつてないほどの幅と深さをもっておそいかかった。まず、そのいきようは物価の暴落となつてあらわれた。しかし、物価は低落したが、英米物価よりも高く、海外市場の崩落とともに輸出入ともに激減し、いちぢるしい入超となつた。経済界は沈滞し、失業者は続出した。一方内外銀行は解禁前の円為替投機の資金を流出しはじめ、大量のドル買がはじまり、先の入超ともあわせて、正貨は流出した。正貨の流出は一月二一日のアメリカのナショナル・シティ銀行の一、二〇〇万円にはじまり、六月までに二億二、五〇〇万円 (一九三〇年間の流出額は二億八、八〇〇万円) に達した。四月末までの正貨現送銀行名は第一七表のとおりである。これをもってみると、政府の後押しをして金解禁にふみきらせ、その後も金本位制維持声明を出したはずの財閥銀行が真

先に政府を裏切ったことは注目すべきである。このような正貨の大流出は当然通貨の取縮となったが、依然として財

第17表 正貨現送銀行の状況
(単位千円)

銀行名	金額
外国銀行合計	124,100
内 ナシテ	73,800
内 ナル	14,800
内 ヨイ	22,000
内 ナル	4,000
内 ナル	9,500
内地銀行合計	76,000
内 三井銀行	32,000
内 住友銀行	25,000
内 三菱銀行	15,000
内 三井信託	4,000

(註) (1)前掲「昭和財政史」第10巻
PP.238-9 より。

(2)1930年1月—4月末まで。

大正末期以来化学繊維の代替によって斜陽産業となりはじめていたが、米因生糸市場が空前の新安値となったため、遂に養蚕農家まで不況にまきこまれることとなった。一方米は一九三〇年の大豊作とくに植民地の増産が成功したために過剰生産恐慌となり、農村は文字どおり豊作飢饉となった。

農村の不況、中小企業の不況はとくに資金くりを窮屈にさせた。ところが井上は金融資本の意志にしたがい、不良貸や日銀救済をさけ、銀行団の自主的な産業合理化への融資を期待した。豊作のさなかに勤労者がうえ、一方過剰遊資—金融緩慢の際に、農村や中小企業は救済融資をうけられない。これらの点にこそ、資本主義の本質がもつともよくあらわれた。金融機関は自ら不良担保あるいは無担保の、商業的な採算にあわない農村救済はおこなわず、救済は財政に期待する無責任さであった。

このように銀行の救済は産業全体の救済でなく、選別融資であったから、この恐慌をきっかけにして、中小企業は整理され、独占企業と銀行とがむすびつき、金融資本の形成がすすんだ。

関銀行は手持資金の運用にこまり、金融は緩慢で金利は下らないという矛盾となった。恐慌の影響がもつとも深刻であったのは、中小企業と農村である。事業会社は一九三〇年中の減資は三一社(二億五、二〇〇万円)、解散は八二三社(二億一、八〇〇万円)におよんだ。また農村の窮乏は生糸と米の価格の下落で深刻となった。生糸はすでに

一方金融・財政制度も恐慌の中にまきこまれた。一九三〇年中の休業銀行は一七行、その予金総額は一億二千万円に上った。これらはいずれも農村銀行であり、地方銀行体系の破産であつた。これと反対に郵便貯金へ予金が流入した。株価は三月と六月とを谷に暴落した。財政による救済の要求はきわめてつよくなつたが、井上は社会政策的な救済事業は地方団体にまかせた。このため地方団体は公債その他の手段で農林・中小企業金融へ資金を投入し、救済政策をおこなつた。同時に、不況期の税収の減少とともに、地方財政のゆきずまりがはじまつた。

恐慌の最も大きな社会的結果は失業の増大である。失業の増大は農村の窮乏と相乗した。第一八表のごとく、労働争議と小作争議は多くなり、しかも東交、鐘紡、東洋モスリンのように激しいストがおこり、スト、サボタージュ、工場閉鎖の数は第二次大戦前期のピークに達した。また農村の小作争議も流血をみるはげしさであつた。このような労働者小作人の運動を政治的に組織する労働者政党の力はよわく、政治的不安—フアンスムの道をしめすにいたつた。

第18表 「昭和恐慌」前後の労働争議・小作争議

年次	労働争議		内スト・サボタージュ		小作争議		
	総件数	総人員	件数	人員	件数	地主	
1928	1,013	98,278	393	43,387	1,866	19,474	75,136
1929	1,408	171,688	571	77,281	2,424	23,505	81,998
1930	2,284	190,300	901	79,824	2,478	14,159	58,565
1931	2,415	152,161	984	63,305	3,414	23,768	81,135

(2) 二つの政策の対立

金解禁後の不景気はあきらかに世界恐慌の産物であるが、金解禁政策によつてそれが相乗され、金本位制の機能回復によつて、恐慌の影響がストレートにあらわれたことは否定できない。高橋亀吉などは

「昭和恐慌」の原因として世界恐慌以上に金解禁政策を追及しているほどである。それはともかくとして、金解禁政策というわが国ではたぐいまれな緊縮政策が恐慌とぶつかったことは皮肉なことであった。わが国においては国際收支の改善をねがう緊縮政策が不景気をより一層つよくするというタイミングのわるさ、貿易構造の弱さが強調されねばならない。それはともかく、高橋亀吉のいうごとく恐慌の深化にたいする救済政策と金解禁政策は水と油のようなもので、後者に力をそそぐとより一層恐慌がつよまるという程であった。

井上の金解禁政策は恐慌の進展とともにねじまげられてしまった。まず産業合理化政策は生産費引下げの合理化から過剰商品を整理するための操業短縮、すずんで生産販売統制などの不況対策へかわってしまった。また緊縮財政は農村財政の破端から早くも挫折しはじめた。そして中小企業、農村、労働対策として非募債方針をすてねばならなくなった。正貨流出をさけるための高金利政策は貸出難にあえぐ財閥銀行にとつても、また農村金融あるいは庶民金融のひっぱくという条件からいっても維持できなくなり、金利引下げがなされた。そして地方銀行の整理よりは救済の措置が金融恐慌にひきつづき必要とされるにいたった。ここでは、このような金解禁政策の挫折を右の順序でみてみたい。

(3) 不況対策としての産業合理化 産業合理化政策は三つの局面をもっている。ひとつは商工省に設置された臨時産業合理化局（一九三〇年六月二日）の対策である。これは輸出関係の中小企業を主体とした企業統制と国産品愛用の二次政策を推進していた。とくに中小企業統制については生産制限と共同販売のためのカルテル化をはかった。しかし、カルテル形成による統制が効果をもつようになつたのは、後述の独占企業を中心とするものであり、商工省の統制はせいぜいこの段階では調整にすぎなかつた。

第二の局面は産業調査協会の設立と連盟融資の実施であつた。政府は六月二八日東西シンジケート銀行を招集して合理化のための産業金融の協力をもとめた。そこで銀行側は次のような申し合せをした。(1)事業会社の整理促進のために当該会社の関係銀行は協同的連盟を組織する (2)自主的に競争を抑制する (3)証券市場の低落阻止の組織をつく

第19表 生命保険会社資金の株式社債化 (単位千円)

年次	国債	地方債	社債	株券	その他	計
1914	18,574	4,696	16,046	22,533	967	62,815
1919	53,197	11,436	67,733	73,598	26,837	231,800
1920	61,398	11,291	83,200	90,880	20,024	266,804
1925	113,161	46,744	221,615	166,087	15,906	563,512
1927	108,332	47,748	312,993	246,665	17,666	733,395
1930	129,647	86,174	412,112	315,753	14,632	958,319
1931	120,586	88,225	449,401	289,330	51,063	998,605
1932	114,239	92,988	476,223	316,147	71,978	1,071,575

<備考> 大蔵省「金融事項参考書」より作成。

る。これらの申し合せの実行には、政府資金の援助と損失補償が必要であった。しかし、政府資金の援助は否定されたため、結局、自主的な融資、共同調査機関としての産業調査協会の設立となった。連盟融資は一九三〇年下半期、京阪電鉄、浅野セメント、大日本人造肥料などで実現した。これらはいずれも良質の大企業の救済であった。連盟融資は同時に事業会社になりたい銀行からの経営参加をうんだ。つまり金融資本の形成がすすんだのである。

第三の局面は独占資本相互の間で、自主的にカルテル形成がすすんだことである。一九三〇—一年の間に生産統制、共同購入、共同販売、価格協定、合理化促進などを内容とする約三〇のカルテル組合がつくられている。これはやがて一九三一年四月重要産業統制法にまで発展する。

右のような産業合理化をバックアップし、株価を維持する為に、一〇月初め、生命保険会社が生保証券株式会社を設立した。生命保険会社は第一九表のごとく、資金の大部分を株式社債市場に投資し、その資本市場にはたす役割はきわめて大きかった。一方、株価の下落は生命保険会社の損失となってあらわれるおそれがあった。そこで株式を買支え、損失をまねかぬために資本金五、〇〇〇万円の共同出資会社をつくったのである。このような生命保険会社の積極的株式対策は、その金融資本化をあらわすものである。

(4) 財政金融政策の転換 井上の緊縮財政は農村財政の窮乏をもとにしてくずれた。農村財政の破端はまず構造的に義務教育費負担の破端となつてあらわれる。そこで義務教育費国庫負担一〇〇〇万円増額というかたちで、農村財政の救済はかられねば

ならなかった。この増額は才入の減少しつつあった国家財政の収支のバランスをくずすこととなった。そこで非常手段として一九三一年月額百円以上最低五%、最高二〇%の官吏の減俸によって、九八八万円の節約がおこなわれた。

緊縮財政——国債整理は井上の一枚看板であったから積極的な財政支出や財政投資はさけられ、財政はできるだけ中立化させられていたとはいうものの、井上は一方で大規模な財政融資をおこない、日銀および予金部を通じて特殊銀行の債券の引受をおこなった。それは簡条書にすると次のようなものである。

(イ) 糸価安定補償法（一九三〇年三月一日発効） によって市価維持のため生糸一五万梱の共同保管にたいする銀行

融資の損失補償のため政府負担額を前後二回にわたり三、〇〇〇万円。

(ロ) 養蚕業者への応急資金——予金部より四、〇〇〇万円貸付。

(ハ) 米穀貯蔵資金——予金部より四、〇〇〇万円貸付。

(ニ) 米穀買上——政府より四〇〇〇万円。

(ホ) 農山漁村失業救済貸付——予金部より七、〇〇〇万円地方庁に融通。

(ヘ) 中小商工農業資金（一九三〇年五月二三日付地方長官通達）——二、〇〇〇万円予金部より貸付。

(ト) 失業救済事業公債——三、四〇〇万円発行。

(チ) 公益質屋の貸出限度拡張——資金貸出の要求にたいし、予金部は地方債引受の形式で応ずる。

これらの予金部を通ずる救済資金総額は二億円をこえたといわれる。後述の地方銀行救済を考慮すると井上の緊縮財政はこのようにして完全にやぶれたといつてよい。もしも、この時期をもふくめて緊縮財政というならば、それはたかだか一般会計のみの緊縮ということにすぎない。

さて次は金融界の救済措置である。これは一九三〇年の年末金融措置としての興銀の単名手形整理である（一〇月四日）。このため興銀は三、〇〇〇万円の短期債を二回にわたって発行したが、結局発行不振のため一、五〇〇万円は

予金部引受とし、それでも資金不足する場合は日銀から公社債見返りで資金融通をうけることとなった。これとともに一〇月一日、郵便貯金利率六厘引下げ、同月六日日銀は公定利率一厘引下げをおこなったのである。翌三一年になると地方銀行はいよいよ営業難となってきた。そこで二月一日抵当証券法、四月一日無尽業法中改正法、貯蓄銀行法中改正法などによって、不動産金融の拡張をし、小商工業者への金融緩和がはかられた。また四月一日、東京予金協定加盟銀行の定期予金三厘引下げなどによって、金解禁政策は金融面でも大巾な転換をみるにいたった。

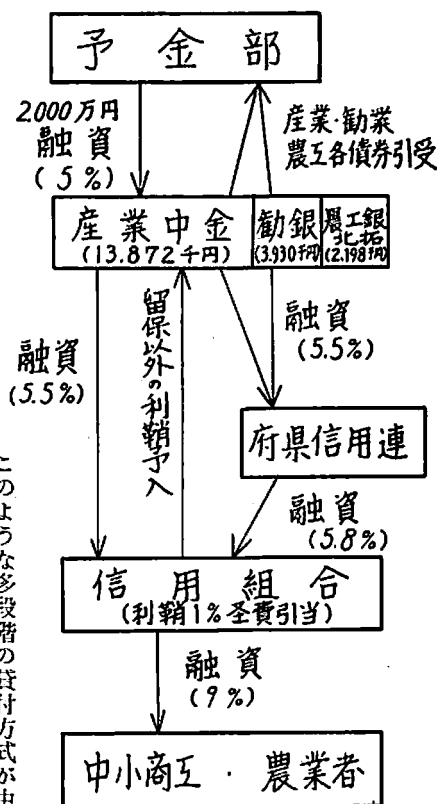
さて、このようにして恐慌の進展は金解禁政策の挫折となってあらわれた。そして積極的な不況対策がすすむとともに、独占資本は利潤低落防止のために財閥のコンツェルン化、あるいはカルテル形成をおこない、また銀行資本と産業資本の癒着^ニ金融資本の形成がすすんだ。一方における独占の形成は他方における失業の増大、賃金カットなどの労働者の窮乏となった。

二 恐慌対策としての財政融資の構造

恐慌対策の主体は前述のごとく財政融資である。一九二〇年の不況対策以来、このような財政の金融化現象は進行しているが、予金部を頂点にし地方財政を軸にして、中小企業、農民、労働者対策の融資をおこなう方式は、この時期に定型化したといつてよい。そこでここでは代表的なものをえらんで、財政融資による低利資金政策の構造を吟味することにした。

(1) 中小商工農業資金の構造 信用組合経由による中小商工農業者にたいする資金供給は左図のごとく、四段階あるいは五段階の組織によっておこなわれた。このような多段階の組織は、その径路に当る中小企業、農民金融機関への救済融資の意義が大きく、低利の財政資金がいくつもの組織を通ずるうちに、結局実際の資金需要者は、九%（後に八・五%）の高利の融通をうけることとなっている。当初の資金貸付の割当は産業中金一、三八七万二千元、勸銀三九三万円、農工銀および北海道拓殖銀行二一九万八千円であった。

第1図 中小商工農業資金の機構



- (註) (1) 括弧内は制限最高利率。
 (2) 信用組合の中小商工農業者融資は後に郵貯の利子引下げにともない8.5%となった。
 (3) 償還期限5ヶ年以内。

融組織としての信用組合救済にあったことは、組合が金庫より貸付を受けても組合員に貸付せず、そのまま中央金庫その他に予金しているものが多かったことでも理解できる。そのことは府県連割当額四三〇万七千円のうち三七三万一千円の貸付状況でもあきらかである。すなわち、一九三〇年一二月現在で当業者への貸付は三三%で、三〇%は貸付見込のない長期予入として、中央金庫その他に予入している。このように救済の主体が信用組合という農村金融組織にあって、中小商工農業者という直接需要者になかったことが第一の問題である。

当業者への貸付がこのように不十分であるばかりでなく、その救済の効果も妨げている次のような条件があった。それはまず借受人の信用程度がきびしいため、緊急必要なものでも担保物件のない場合は困難であり、結局都市の信用の多いものに貸されて、地主あるいは中産階級以下はだめだったことである。たとえば山梨県では次のような実例があがっている。

「地方民は条件の嚴重なると既に自己の信用程度一杯に負債をなし居る關係上到底見込なきものとして今回の貸付に對して余り氣乗りせず、昨年九月以來僅に五万円の貸出を了したる由である。而して此の五万円の貸出しも大部分市内の商業者であつて、郡部には及ばない。現に県下東入代郡相与村早川某は資金の必要より連帯借用人を造り銀行に交渉したる所本人の信用程度を査定して二百円の貸出を為すべしとの回答に接し希望額の十分の一にも達せざる為め、申込を撤回したる実例がある。要するに資産あり信用ある者は本資金を利用し得るも本資金本来の目的たる中小の商工農業者の資産信用程度を以てしては、容易に本資金を利用することを得ない実状にある。山梨真當局も此状況を見て大いに驚き県会当初より貸出を徳慫し宣伝大いに努めたけれども未だ何等の効果が無い」(政友会編「浜口内閣の不況及失業対策と地方財政」一九三一年)。

これは担保条件とともに資金貸付の条件が(A)工場・店舗・農舎の新築、設備、機械、器具資金(B)原料商品及家畜買入資金等(C)その他運転資金(D)前記各種の爲に起したる旧債の借換資金、とあつて、中小企業、地主、富裕中農のような生産手段を所有するもの以外には借りられないという制限のため一部の人にかぎられたのである。群馬県の例をもうひとつ追加しておこう。

「本資金の約半額(群馬県は産業中金九四万一千円、勸業および農工銀四五万九千円をあわせ一四二万四角かりた一筆者註)は、前橋、高崎、桐生の三市に、他の半額は郡都市街地である。……本県に於ても金額僅少に失して希望を満足せしむることが出来ず、且つ利用する者は中産以上の資産信用高き者のみに限られ就中高崎信用組合の如き其の傾向が甚しかった。」(前掲書二四一―四五頁)。

このように零細企業や貧農小作人でなく、中産階級救済であつたことが、この資金の構造の第二の特徴である。

第三はこの資金の極端な中央集中性とその裏腹の総花性である。また、それにともなつて、一件当りの資金が零細となり経済効果の算定が不可能なことである。産業中金を通ずる各府県別の割当額中、最高は東京府で全体の二〇%、二七六万四千円で、次の群馬県の九四万一千円、第三位兵庫縣六六万四千円との間に大きなひらきがあり、一〇万円以上の貸付はわずか八府県にすぎない。これをまた各府県全市町村に總花的にばらまくのである。「多くは一町村二、三千円の小口貸出であつて、到底中小商工農業者實際の希望に添ふことは出来ない状況である。」(前掲書二四五頁)

という埼玉県の報告はその事態をよく物語っている。つまりこれを希望者に割当てた場合には一件当りの額は到底生産資金とするに足るものでなく、消費的に家計の不足分をおききう性格のものとなつてしまつた。したがつて、信用組合という金融組織救済としての経済的效果はあつたかもしれないが、それ以上の生産的效果は期待できなかった。

第四には中央官庁のセクシヨナリズムがもちこまれ、中小商工業者への融資のさまたげになつてゐることが指摘される。すなわち、商工業は商工省の主管であるにもかかわらず、産業組合は農林省の監督の下にあるので、商工業者でも信用組合に加入してゐないものは除外される。そこで、東京府産業組合連合会のごとく、信用組合を新に創設しようとして問題がおこつたほどである。

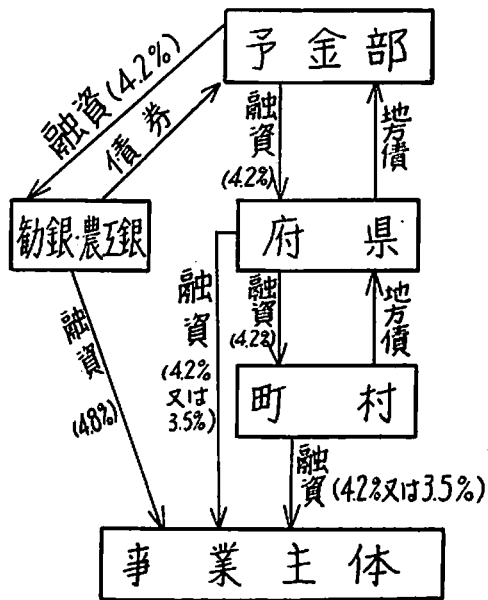
(2) 農山漁村資金の構造 この資金は冬期間六カ月間の失業対策をおこない、全国で三〇〇〜三五万名の失業救済をおこなう目的で七、〇〇〇万円の資金を貸付けようというのである。その要綱は次のとおりである。

- 一、総貸付額七、〇〇〇万円。
- 二、総額中約半額は政府に於て利子の補給をなさず、利子は四分二厘とする。
- 三、他の半額は従来補助金を交付している事業に貸付け、利率を三分三厘とし七厘の利子補給とす。
- 四、償還期限は二九カ年を最長とす。
- 五、貸付は地方公共団体、農会、組合、個人に対して行う。
- 六、貸付に依る事業は小規模開墾、耕地拡張改良事業、山村開発事業、蚕桑改良事業、水産諸施設、畜産諸施設、副業及農業共同諸施設。

この融資の形式は左図のとおりである。図のごとく、府県、北海道地方費及び町村は転貸の場合利ざやをとれない。但し耕地拡張改良事業中普通耕地整理資金及び畜業改良事業資金に充當以外の資金は年七厘の利子補給をする。さてその事業計画の内容は、次のとおりである。

- (4) 耕地改良事業……五町歩以下の小開墾、小用排水改良事業、暗渠排水、水害復旧、小設備改良新設、普通耕地整理等約三万五千町歩、六カ月間、平均一日就労人員一三〇、六九九名、延人員二一、六九六、〇〇〇名。

第2図 農村漁村資金の機構



- (註) (1) 括弧内は最高制限利率。
 (2) 府県および町村融資の場合、3.5%とあるのは0.7%の利子補給の場合である(本文参照)。

(甲)畜産諸施設……牧野整備及畜産共同諸施設実行、施設件数二、〇〇〇カ所、一日平均就労人員二、八四六名、延四七二、四一六名。
 (乙)副業及農業共同諸施設……副業は全国にわたり一五、〇〇〇組合、一組合平均六〇名であるが、本施設では輸出向副業品約三〇種、内地向五〇種二、三五〇組合、一組合平均約三〇名。
 (丙)この施設によって完成後の就職者一七一、七一五名。

(四)山林開発事業……林道一八〇里、一九〇カ所、山林開発面積九万二、〇〇〇町歩、木炭倉庫建設箇所四六〇、此収容炭量約二、五〇〇万貫、六カ月間、平均一日就労人員二三、二〇七名、此延人員三、八五二、五〇〇名。
 (五)蚕糸改良事業……全国八万町歩の荒廃桑園中四万町歩の改植、六カ月間、平均一日就労人員六〇、二四一名、延人員一、〇〇〇万名。
 (六)水産諸施設……船溜、船揚場新設及漁業共同施設箇所一九〇、一日就労人員八、六二三名、延人員一、四三一、三五六名。

さて、第二〇表は、この資金の活用の盛んな県をえらんだ統計である。これでわかるごとく、就労人員では耕地改良事業が圧倒的に多いが、その資金の四割以上は養蚕農家救済である。したがって、融資額の多いのは養蚕県が主である。つまり、農業それ自体よりも商品化し、間接的に輸出産業救済となるようなものであることは注意しなければならぬ。

さてこの資金は、次のような問題点があった。

第20表 農山漁村資金の状況

事業別 事項	耕地改良	山林開発	蚕糸改良	水産 諸施設	畜産 諸施設	副業 共同施設	及業 施設	合計
一日平均 就労人員	130,699	23,207	60,241	8,623	2,846	不	明	
延人員	21,696,000	3,852,500	10,000,000	1,431,356	402,416	(171,715)		
融 資 額 (千円)	20,030	5,290	30,000	3,190	3,120	8,370	70,000	
(内訳)								
山 形	929	241	2,125	38	90	324	3,749	
福 島	190	215	2,383	63	46	173	3,070	
群 馬	857	140	1,908	10	105	211	3,249	
新 潟	1,690	91	855	38	58	141	2,873	
長 野	1,341	321	3,000	20	142	383	5,207	
岐 阜	1,110	604	1,434	10	75	261	3,494	

〈備考〉 前掲「浜口内閣の不況及失業対策と地方財政」より作成。

第一に目的は失業対策となっており、事業による貸金の受領者は農村の二、三男であるが、この事業によって耕地その他の生産手段の補修改良および新設をうけ、利潤または地代を取得する権利をもつのは地主、富裕中農または中小資本家である。養蚕事業の場合などは改植すると二年間収桑できず繭生産量は減収するので、結局は織維資本の生糸価格維持政策となった。いわば失業対策に名をかりた地主あるいは資本家救済策であるといえる。また貸付対象が産業組合、漁業組合、農会、水産会、山村会などの地主団体であることは、この融資によって、これらの団体の救済がおこなわれ、政治的バックアップとなるといえる。

第二に、この資金は借金能力のある農家は別であるが、従来から負債をしているところにとっては借金の上ぬりをするようなもので、結局零細農の場合は生産にまわらず消費してしまふこととなった。帝國農会が一九二九年六月末現在農家負債を調査したところによれば第二一表のとおりで、この他に信託・保険・無尽・商業者その他からの借入れをいれると農家負債は四〇〜五〇億円、一戸九〇〇円に達する。しかもこの借金の利子中もっとも多いのは七―一

第21表 農家負債の状況

借入先	額 (百万円)
(1) 銀行	338
(2) 普通銀行	600
(3) 信用組合、農業者の農業	2,000
(4) 個人農工付、額の低利貸付	700
(5) 政府の低利貸付	100
合計	3,738

<備考> 帝国農会調査、1929年6月
末現在による。

この政友会の批判は、民政党政府の資金融通が地主救済としても不十分であることを批判したものであり、同様にこの批判を通じて生産よりも消費というケインズ主義に政友会が傾きはじめたことをあらわしている。

第三は、融資は中途の媒介として、道府県―町村の地方団体をえらんでいるから、この融資も中小商工農資金と同じように、地方団体のつなぎ融資あるいは赤字融資としての性格をもつ。いわば、失業対策としてよりも地方財政対策としてのいみをもつ。しかしながら一方、画一的な失業対策のための地方債発行という国の要求は小町村にとって負担となる。そこで地方団体は二つのちがった態度でこの資金をうけとっている。一つはこの低利資金を従来の高利の町村債と借替えようというのである。埼玉県の例をあげよう。

「…又某町の如きは全町養蚕なれども蚕桑の改良は既に実施し了りて当分改良事業として貸付を受ける資格なきも旧高利貸債還の為此際低利資金の貸付を受けるを有利なりとし、改良事業は償還年限たる七ヶ年以内に機を見て行ふ計画の下に借受けの手續をなしつつある。」(前掲五一頁)。

もう一つの態度は町村債の引受けは農村財政の破産になるとして反対するということである。東京府三多摩地方蚕

○%の金利で一一%以上の高利借入額も相当額にのぼる。そこで農家の希望はこれ以上の借金ではなく、高利旧債借換である(前掲書七〇頁)。
また失対によって耕地拡張するのは過剰生産の状況では本末顛倒している。むしろ必要なのは農産物価格維持、肥料値下げ、租税負担の軽減である。政友会の森格はこの資金を批判して次のようにのべている。

「且つ米穀蔬菜の豊作に依り未曾有の価格暴落を来したるに当り、更らに借金を以て耕地を拡張改良せしむるといふことは殆ど其の意たるやを解するに苦しむのである。農村の要望は屢々述べたる如く耕地拡張ではない。現に産出したる物資の価格昂上並に生産費就中肥料の値下げ及び租税其他の負担低下である。」(前掲書八五頁)。

系改良事業の場合は「町村長は町村債とするときは回収困難を生じて自治体の破産となるべきをおそれ、当初の決定どおり銀行経由とせられ度旨答申し、更に農林省に向つて再三同一意見を開陳した。然るに農林当局は銀行経由は貸付業務の遅延する虞あるを理由として聴入れず、遂に府経由と決定したのである。」(前掲書五〇頁)。

同様の事情は埼玉県でもあり、長野県では町村長の殆んど凡てが町村債とすることに大反対であつた。

第四に、このように同じ資金をめぐつて矛盾したうけとり方をしめしたのは、地方財政政策として地方団体がまず希望しているのは補助金であり、融資あるいは起債許可は二次的な要求であつたためである。地方団体を經由するものにかぎり、政府は一部の事業について七厘の利子補給をしたが、これなどは一部の利子負担で本来の補助金支出をまぬかれていることをあらわしているようなものである。この点に地方団体のもつ不満がある。しかもこの融資をうけた事業については大蔵省、農林省に対し、毎月貸付先、金額、用途、償還期間を一口毎に区分して報告せねばならなかつた。この点は融資が補助金同様に中央統制力をもつていたのであつて注意すべきである。この中央統制の例は従来返済のわるい神奈川県の場合は、県を除外して、県を経由せずに、勸業、農工商銀行経由へ、また町村その他へ転貸ししている。こうなると、この県だけは利子補給をうけず、利率四・八%という他県よりも〇・六〜一・三%高い利子で借りねばならぬこととなる。

第五に資金供給を官僚的に中央統制すると、事務がきわめて停滞する。すなわち一九三〇年一月上旬農林省の手をはなれながら、町村が現金を受領するのは翌年五月中旬である。「故に政府の宣伝する如く到底本年度内に農村困窮の急に應ずること得ざるべしと思はるのである」(前掲書四八―九頁)。群馬県では一二月から二、三月の農閑期に救済事業を必要とするのに、三月から現金貸付しても失業救済にまにあわぬという事態がおこっている。つまり、恐慌対策にとつて致命的なタイム・ラグは財政制度の構造上の矛盾よりおこっているといえるのである。

三 失業対策と地方財政

第22表 1930年度地方団体の支弁による救済事業

(単位千円、以下四捨五入)

	事業費 予算額	国庫補 助所見 込額	債 申請 額
一般労働者失業救済事業	50,515	3,451	28,172
小額給料生活者授職事業	640	498	—
合 計	51,154	3,949	28,172

<備考> 前掲書「浜口内閣の不況及失業対策と地方財政」より作成。

(1) 失業対策の内容 失業対策は国、地方団体および鉄道省の三本立でおこなわれた。このうち前二者は事業の主体が国か地方かのちがいで、事業費の支弁は国と地方財政の両者が負担している。

地方団体の失業対策は一九三〇年度総額五、〇〇〇万円で、第二二表のごとく一般労働者失業救済と内職あつせんからなっている。そしてその財源は小額の国庫補助金以外は起債にたよっている。

国の失業対策は、昭和六年度から内務省二、二〇〇万円、鉄道省一、二〇〇万円を予定していた（一九三〇年二月五日閣議決定）。このうち、主体をなすのは内務省二、二〇〇万円（地方負担額五五〇万円あわせて総工費一、七五〇万円）、府県道改修工事努力補助六〇〇万円（地方負担一、二〇〇万円、事業総額一、八〇〇万円）、京浜地方失業救済のための国道府県道改修工事努力費補助三〇〇万円（地元受益者負担金八〇万円、事業費総額三八〇万円）である。

このように失業対策事業が地方団体に一任された結果、次のような特徴があらわれた。まず府県間のアンバランスが助長された。このアンバランスは計画そのものが京浜地区など工業地帯の失業対策（『産業予備軍対策』に重点がおかれ、東京・大阪・神奈川・兵庫・愛知・福岡の六府県で四一を占めているのにたいし、国道工事のおこなわれない府県が、青森・山形・富山・福井・岐阜・奈良・鳥取・島根・徳島・香川・高知・大分・佐賀・宮崎など一四県におよんだ。また府県道のことは計画のアンバランスを一層はなはだしくした。

このほか、鉄道省が失業公債一、二〇〇万円を発行し、東京鉄道局がお茶の水、飯田町間二線増設工事二五〇万円、

お茶の水、兩國間増設工事四〇〇万円計六五〇万円、大阪鉄道局が城東線改築五五〇万円をおこなう。このうち賃金充当分が東京三〇〇万円、大阪一八〇万円で、労働者消化延人員は東京一八〇万名、大阪一二〇万名の計画である。

(2) 地方財政の窮乏 不況対策の主力が地方団体にまかされた結果、地方団体の失業対策事業の総額は一九三〇年度三億円にのぼった。これにくわえて次のような条件がくわわった。

(1) 一九三〇年度河川費、砂防費について、第二三表のように、国庫繰延がおこなわれた結果、地方費の繰上が二〇〇万円をこえた。

第23表 国庫事業繰延にともなう地方繰上げの状況

種	別	1930年度 国庫繰延	地方費繰上
河	川	758,637	2,338,022
砂	防	17,525	25,977
合	計	776,162	2,363,999

<備考> 前掲表と出典は同じ。

(1) 災害土木費国庫補助金の不払いがおこっている。府県土木費は一〇分の四ないし一〇分の八の補助がおこなわれている。その額は一、〇二七万一千四百円になっているが、これを大蔵省は支払いをおくらしている。

(2) 前述のような地方団体経由の低利資金貸付がふえ、地方団体の仕事かふえている。税金は地方団体全体で一九二九年度六億六、五四六万八千円から一九三〇年度六億二四〇万二千円、一九三一年度五億二、九六五万一千円へと大幅に減収し、しかも各地で租税負担軽減運動が生じている。

(3) 経常部の経費を臨時部にうつして、財源を故意に起債にあおごうとしている。

(4) こらのこととあいまって、政府の非募債主義にもかかわらず、公債の発行は一九二九年度三億四九八万円から一九三〇年度四億七、八五一万円、一九三一年度三億八、八五七万円にのぼっている。このため地方財政にしめる公債の割合も一五・四%から二三・七%そして二一・〇%となっている。

このように国家財政が超均衡予算をくむと地方財政が赤字予算となるということは、わが国の財政史をつらぬく矛

盾である。井上財政の場合にも、このような矛盾がきわだってあらわれた。先述のような放漫な財政融資とこの地方団体の赤字財政とあわせてみる時、常識としていわれている井上財政は典型的緊縮財政であつたというわりきり方のまちはいは明らかであろう。

四 金輸出再禁止へ

(1) 金輸出再禁止の外的条件 一九三一年にはいると世界恐慌はドイツの金融恐慌へとすすんだ。イギリスは短期対独貸付金の回収困難におちいり金本位制の維持が困難になつた。

一九三一年九月一八日夜、関東軍は奉天北方柳条溝で鉄道線路を爆破し、これを中国軍の破壊行為とよんで、中国軍と戦斗状態にはいつた。この満洲事変は太平洋戦争の序曲であるだけでなく、第二次世界大戦の出発点となつた。これまで中国市場をめぐる英米資本との対立、中国民族資本との対立、中国人民の反帝運動に直面して、一貫して日本帝国主義のつた政策は武力干渉—侵略であつた。しかし、浜口内閣は従来の武力干渉にかえて協調外交をとなえた。このため、国内の恐慌状態で危機意識をもつた軍部や帝国主義者は浜口内閣の方針をこころよくおもわず、フレーム・アップによつて満洲全土の占領をおこなつたのであつた。これによつて、日本帝国主義の対外的危機は一層つよまつた。

そして三日後九月二一日、イギリスは金本位制を停止した。これはインド、カナダ、エジプトなどイギリス帝国内の諸国をはじめ、スウェーデン、ノルウエーおよびデンマークなどの北欧諸国の金本位制停止へとつづいた。この波はさらにひろがること予想された。

これによつて、わが国の在英資金は引上げ不能となり、ボンド圏への輸出の困難が予想されたほか、早晩、わが国も対抗策として金本位制の停止、為替相場の引下げをしなければならぬということが財界の話題となりはじめた。

(2) 金輸出再禁止の対内的条件 恐慌の深化は金解禁政策の挫折—金本位制の機能の事実上の停止をひきおこし

つつあった事情はすでにのべた。この条件は一九三一年秋になると、ますますつよまった。そして、金輸出再禁止の決定的動機となつたのは、イギリス金本位制廃止をきかけとしたドル買—正貨流出である。

正貨流出の条件は国際収支の赤字によるものではなかった。それは第二四表のように、三井財閥を中心とするドル思

第24表 ドル買の実態
(単位百万円)

ドル買先	金額
ナショナル銀行	273
住友銀行	64
三井銀行	56
三菱銀行	53
香港上海銀行	40
三井物産行	40
朝鮮銀行	34
三井信託	13
その他	187
正金ドル売総額	760

(註) (1)「時事新報」(1931年8月24日)の試算による。
(2)前掲「昭和財政史」第10巻P.297。

惑買であつた。このことを三井自身は一九三一年一月二三日の釈明で否定しているが、事実は投機買をおこなつたにちがいない。第七表のごとくこの年すでに、五大銀行への予金集中はいちぢるしく、全国銀行の三八・三%に達し、国内不況下に海外へ放資をもとめる客観的条件は成熟していた。

政府および日銀はこのドル買に対抗して、必死の防戦売りをはじめた。そして一方、一〇月五日高金利政策へ転じ、その後十一月五日と二回にわたり、日銀公定歩合を二厘づつ引上げた。海外への資金の流出を防ごうとしたこのドル買攻防戦は井上蔵相のことばによれば、あと一步というところで破れた。あと一步とみたのはドル買側が円資金にこまり、一二月にはいるとともに外銀のドル売がはじまり、為替相場は上昇して、ドル買側の解合が予想されたからである。しかし一方正貨準備の方も危機寸前であつた。一〇月から一月末までの正貨現送額は二億八、一五〇万円、一二月にはいると一日と五日に合計二、一五〇万円現送され、さらに解合がおこなわれないとすると一億円ほど現送が予想された。このため正貨準備は九月三〇日の八億一、八〇〇万円から一二月五日に五億二千万円となつていた。

このような正貨準備の減少による通貨の収縮と高金利は恐慌の影響をふかめた。政友会は一九三一年一月一〇日の代議士会で金輸出再禁止の決議をおこなつた。またこの時期になると新平論議

者だけでなく、財界にも金輸出再禁止の空気がつよくなった。とりわけドル思惑買をした財閥はそうである。

そして対外的対内的な圧力のため、民政党も安達内相ら再禁止派と現状派に内部分裂し、遂に二月一日若槻内閣は総辞職した。そして一三日政友会犬養内閣成立とともに、即日金輸出再禁止の大蔵省令がしかれた。この再禁止によって直接的な利益をえたのは思惑買をした外国銀行と財閥である。

再禁止がどのような経済的影響を後年の歴史にあたえたかは稿を改めねばならない。しかし、この時期に再禁止をしたことは井上のいうように資本の意志であつたといつてよい。もしも政府のドル買攻防戦がもう少しつづき、解合がはじまつた後で再禁止をしたとすれば、事情はかなりちがつていたかもしれない。井上はその後も絶対に金本位制を抛棄すべきではなかつたとのべている（同著「金再禁止と我財界の前途」）。井上が再禁止の時期が早すぎたこと、再禁止後にきたる通貨膨脹―放漫財政をみぬいていたことは正しい。しかし井上が金本位制の自動調節機能にたよつて、経済の安定をおこなおうとした考え方は、資本主義の構造の変化によつてすでになつたたたくなりはじめていた。金解禁政策は恐慌によつてほろんだのであるが、しかし恐慌はそのきつかけであつて、原因はもつと奥底にあつた。

(3) 金本位制停止の背景 金本位制の機能がはたらく条件は (1) 資本の自由競争による平均利潤率の法則的規制 (2) 均質な資本主義国民経済による世界市場の統一と植民地制度 (3) イギリス金本位制中心主義にあつたといつてよい。ところで右の条件からわかるごとく、金本位制内部にそれを崩壊させる要因が成熟していた。まず独占資本主義の成立と帝國主義諸國の不均等發展、そして後進國の飢餓輸出的な貿易構造である。これらの変化が決定的となつたのが第一次大戦後である。

金本位制の抛棄とともに統一世界市場の崩壊は明らかとなり、國際經濟のバランスよりも一國の市場問題の解決、國內均衡主義の優先が政策目標となつた。貨幣的國民主義あるいは經濟的國民主義が世界經濟主義にかわつたといわれる。いわばこれを機会にますます帝國主義間の対立がつよまり、ブロック經濟へのうごきはじまるのである。そ

れとともに国内においては独占資本の救済策をはじめ資本主義体制の維持安定のための財政投融资がはじまる。そして経済の軍事化が進行し、軍事費の支出が急増するのである。

金再禁止はそのような道をひらいたのである。

(註) (1) 浜口民政党内閣は、その対外政策や軍縮などの政策では、戦前のわが国でもっとも議会政党らしかったといわれている。

しかし、その浜口内閣の下において、田中政友会内閣以上の治安維持法の検挙者があったことは注目される。すなわち一九二九年の四、〇九二名が一九三〇年六、一二四名、翌三一年には一万名をこえている。これは田中内閣より浜口内閣が反動的であったというのでなく、危機の深刻さと労働運動や農民運動のはげしさをものがたっている。

▲附記▼

この小論は昭和三四年度文部省科学研究費による研究成果の一部であって、「現代財政政策の形成」と題する研究の第二部第二章の一部である。